

衆議院 国土交通委員会 議 録 第 十 三 号

令和二年五月二十日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 土井 亨君

理事 小里 泰弘君 理事 金子 恭之君

理事 工藤 彰三君 理事 根本 幸典君

理事 三ツ矢憲生君 理事 小宮山泰子君

理事 福田 昭夫君 理事 岡本 三成君

理事 秋本 真利君 理事 小田原 潔君

大塚 高司君 大西 英男君

鬼木 誠君 門 博文君

神谷 昇君 小林 茂樹君

佐々木 紀君 田所 嘉徳君

田中 英之君 谷川 とむ君

土屋 品子君 中村 裕之君

鳩山 二郎君 深澤 陽一君

堀井 学君 三谷 英弘君

築 和生君 山本 拓君

荒井 聰君 伊藤 俊輔君

西岡 秀子君 広田 一君

古川 元久君 馬淵 澄夫君

道下 大樹君 矢上 雅義君

谷田川 元君 伊藤 涉君

北側 一雄君 高橋千鶴子君

井上 英孝君

国土交通大臣 赤羽 一嘉君

国土交通副大臣 御法川信英君

経済産業大臣政務官 宮本 周司君

国土交通大臣政務官 門 博文君

国土交通大臣政務官 佐々木 紀君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 村手 聡君

政府参考人 (内閣府地方創生推進室次長) 長谷川周夫君

政府参考人 (金融庁総合政策局参事官) 齋藤 馨君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 稲岡 伸哉君

政府参考人 (消防庁国民保護・防災部長) 小宮大一郎君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 大隅 洋君

政府参考人 (財務省大臣官房総括審議官) 神田 眞人君

政府参考人 (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 小澤 典明君

政府参考人 (中小企業庁長官官房中小企業政策統括調整官) 木村 聡君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君

政府参考人 (国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官) 瓦林 康人君

政府参考人 (国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官) 山上 範芳君

政府参考人 (国土交通省総合政策局長) 蒲生 篤実君

政府参考人 (国土交通省国土政策局長) 坂根 工博君

政府参考人 (国土交通省土地・建設産業局長) 青木 由行君

政府参考人 (国土交通省都市局長) 北村 知久君

政府参考人 (国土交通省水管理・国土保全局長) 五道 仁実君

政府参考人 (国土交通省道路局長) 池田 豊人君

政府参考人 (国土交通省住宅局長) 眞鍋 純君

政府参考人 (国土交通省鉄道局長) 水嶋 智君

政府参考人 (国土交通省自動車局長) 一見 勝之君

政府参考人 (国土交通省航空局長) 和田 浩一君

政府参考人 (観光庁長官) 田端 浩君

政府参考人 (気象庁長官) 関田 康雄君

参考人 (日本放送協会理事) 松崎 和義君

国土交通委員会専門員 宮岡 宏信君

五月十九日

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案 (内閣提出第四四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案 (内閣提出第四四号)

国土交通行政の基本施策に関する件

○土井委員長 これより会議を開きます。

国土交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として日本放送協会理事松崎和義君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官瓦林康人君、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官山上範芳君、総合政策局長蒲生篤実君、国土政策局長坂根

工博君、土地・建設産業局長青木由行君、都市局長北村知久君、水管理・国土保全局長五道仁実君、道路局長池田豊人君、住宅局長眞鍋純君、鉄道局長水嶋智君、自動車局長一見勝之君、航空局長和田浩一君、観光庁長官田端浩君、気象庁長官関田康雄君、内閣府大臣官房審議官村手聡君、地方創生推進室次長長谷川周夫君、金融庁総合政策局参事官齋藤馨君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉君、消防庁国民保護・防災部長小宮大一郎君、外務省大臣官房参事官大隅洋君、財務省大臣官房総括審議官神田眞人君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官小澤典明君、中小企業庁長官官房中小企業政策統括調整官木村聡君及び事業環境部長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○土井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○土井委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。工藤彰三君。

○工藤委員 自由民主党、名古屋の工藤彰三でございます。

質問の時間をいただきまして、感謝申し上げます。

質問に入る前に、このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された方々と御家族、関係者の皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。

また、連日連夜、医療従事者を始め対応に当たっていらっしゃる皆様には、深い感謝と敬意を表します。

では、順次質問いたします。

私の選挙区は、昭和三十四年九月二十六日、伊勢湾台風で被災した地域であり、子供のころから

防災避難訓練が盛んに行われて、当時から関心をもち始めました。災害対策に対し、今日まで尽力してまいりました。また、近年の気候変動による大型台風発生の増加、ゲリラ豪雨や線状降水帯による長雨など、自然の猛威に対していかに備えるかが重要な課題だと考えております。

また、温暖化でこの夏も真夏日が続くと予報されています。既に台風一号も発生いたしました。猛暑に対応せねばなりません。しかしながら、コロナ対策で着用されているマスクは暑いからといって、すぐに外すわけにはまいりません。そこで大変危惧されているのが、熱中症であります。

熱中症は、気温が高く直射日光に当たる屋外で発症するだけでなく、空調完備の室内、水分補給ができる場所なら問題ないと思われがちですが、自宅での発症は六十五歳以上の方では半数以上であり、昨年の救急搬送数は七万一千三百七十七名、死者千三百三十六名、一昨年は、搬送数九万五千三百七十七名、死者千五百八十一名であり、十年前の平成二十二年には、死者数千七百三十一人を記録しております。

災害級と言える暑さがこしもやってきます。コロナが収束しない限り、医療の現場は混沌が続く、多くの熱中症搬送者を受け入れることは厳しいと考えます。事前の備えとして、気象庁の予報は本年から二週間気温予報及び早期天候情報に切りかえていますが、国民に対してどのように警鐘を鳴らし、どんなPRすべきと考えますが、今後の方針、対策はどうするのか、お尋ねいたします。

○関田政府参考人 お答えいたします。
気象庁では、早い段階からの適切な情報提供により国民の皆様が熱中症予防を行っていた、という観点から、高温が予想される場合には、高温注意情報を始めとする各種気象情報を発表し、熱中症への注意を呼びかけるとともに、熱中症に対する対策に資する情報の改善に取り組んでまいりました。

これまでも、昨年六月に、熱中症への早目の対策に役立てていた、できるだけ、二週間気温予報の提供を開始し、ことし三月からは、五キロメートル四方単位に細分化した気温分布予報の提供を開始するなど、熱中症対策の強化を図ってきたところでございます。

一方で、ただいま委員から御指摘ありましたとおり、近年、熱中症による救急搬送者数は増加傾向にあります。
このような状況から、熱中症予防対策を一層強化していくため、熱中症対策の取りまとめを行っております環境省と気象庁が連携して、気象庁が連携いたしまして、熱中症予防に資する新たな警戒情報を創設することを予定しております。

具体的には、地方自治体や報道機関を通して一般まで広く伝えられる気象庁の防災気象情報の伝達経路を生かしつつ、環境省が発表しております熱中症による救急搬送者数との相関が高い暑さ指数に基づきまして、より強力な熱中症予防のための新たな情報を共同で発信していく予定でございます。この情報は、ことしの七月から関東甲信地方で先行的に提供を開始し、令和三年度には全国に展開する計画としております。

気象庁といたしましては、これらの情報を高齢者や若年層等あらゆる層にしっかりと発信していくよう、今後引き続き関係省庁と連携して熱中症対策を推進してまいります。

○工藤委員 答弁ありがとうございます。
昨年だけでも東京は酷暑日が、三十五度以上十二日もあったということでありまして、どんどん進めていただきたいと思います。

緊急事態宣言が四月七日に発令されてから今日まで、できる限り外出自粛をしておりますが、最近、こんなことを感じます。全国各地で地震が起きていないと感じませんでしょうか。それらばらに、北から南まで、いろいろ均等して起きております。

調べてみました。震度三以上だけでも、一月十三回、二月九回、三月十三回、四月は二十二回、

そして何と、五月は、きのう、昨日まで二十四回でありました。火山噴火も数回起きております。現状では、首都直下型、南海トラフ、東南海、日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震対策は検討されておりますが、事前予報は発表することは実際されておられません。

このことはどういうお考えをお持ちなのか、出せるのかどうか、お尋ねいたします。
○関田政府参考人 お答えいたします。
地震発生の事前予測についての御質問でございますが、以前は、東海地震、これが、発生の直前に確度高く予測できる可能性のある我が国で唯一の地震というふうに考えられておりました。

しかしながら、中央防災会議防災対策実行会議のワーキンググループでは、近年の観測成果や研究成果を踏まえまして、この東海地震も含めて、現在の科学的知見からは確度の高い地震の予測はできないという見解を平成二十九年九月に示しております。

このことを受けまして、気象庁では、東海地震も含みます南海トラフ巨大地震につきまして、地震の発生を予測するのではなく、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、巨大地震発生の可能性が平常時と比べ相対的に高まっているかどうかという調査をいたしまして、その結果を南海トラフ地震臨時情報により発表することとしております。

このように、地震の発生を事前に予測することは一般的に困難でありますので、地震による揺れから身を守っていた、ためには、地震発生後、大きな揺れが到達する前にその旨をお知らせします緊急地震速報が重要な情報であると認識しております。

この緊急地震速報につきましては、陸上の観測点に加え、昨年度より、関係機関による海底地震計の観測データも新たに活用しております。これにより、例えば日本海溝の東側で発生した地震については、緊急地震速報の発表が従前より最大で三十秒程度早くなる見込みでございます。

気象庁といたしましては、地震に関する情報を災害の防止、軽減に活用いただけるよう、引き続き、迅速かつ的確な発表に努めるとともに、情報の普及啓発についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤委員 ありがとうございます。
気象庁の皆さん、二十四時間体制で画面を見て、しっかりと働いておられます。いきなり、地震を予報して出してほしいというのはむちゃな話かもしれないけれども、ある程度の確率で来るかもしれないという予測は、多少出してもこれはいいんじゃないかと思っております。ありがとうございます。

緊急事態宣言解除後の公共交通機関における換気と熱中症対策についてお尋ねいたします。
現在、鉄道機関は、新幹線など一部を除き、換気のために窓を少しあけて運行しています。今後、気温が上昇してきますが、車内温度は大丈夫でしょうか。新しい生活様式の実践と行われておりますが、コロナが収束しない限り、過去のよう

に満員電車での通勤通学はできないと考えます。運行ダイヤなどをどのようにするのか。また、バスも乗車定員を減らしながらの運行を余儀なくされるのですが、運行台数を増加しないと、乗車でできない方は次のバスが到着するまで暑さの中で待たねばなりません。

どのような対策を行うか、お尋ねいたします。
○山上政府参考人 お答えいたします。
車内換気につきましては、鉄道やバスにおける感染防止対策として有効な手段であると認識しております。国土交通省におきまして、全国の鉄軌道事業者、バス事業者に対しまして、車内換気の励行について要請を行っております。

車内換気の方法でございますが、車両の構造や機器の状況によりさまざまでございます。いわゆる強制換気装置などを有する車両につきましては、通常どおり空調をきかせたまま換気を実施することが可能でございます。それ以外の車両に

つきましては、窓をあけることを含めた換気の実施など、状況に応じて適切な方法により実施することとなっております。

車内における放送等を通じ、換気の状態について利用者への周知を行うことも大事でございます。利用者の理解を得ることが必要であると考えております。

このほかでございますが、換気に加えて、公共交通機関における感染防止対策、熱中症の対策にも資すると思いますが、混雑の緩和、この対策が必要でございます。したがって、テレワーク、時差出勤の積極的な取組の呼びかけ、また、密接した会話等を避けるため、マスク着用、車内での会話を控え目にするなど、呼びかけ等について事業者に要請をし、実施をしていただいております。

引き続き、感染拡大防止に向け取り組んでいきたいと考えております。

○工藤委員 ありがとうございます。

公共交通、特に首都圏は大変だと思います。コロナの数が減らないのは、やはり人口が非常に多いということがありますので、対策をしつかり打ちながら早く収束に向かいたい、そんな思いでございます。

続きます。

まだ記憶に新しい昨年九月九日の台風十五号、最大瞬間風速五十メートル。千葉県では、送電鉄塔二基、電柱約二千本が倒壊し、最大九十三万戸が停電となりました。復旧がおくれ、停電が二週間続き、日常生活や熱中症被害が多発することが懸念されましたが、二度とこういうことがあってはいけなと思います。送電線の点検は大丈夫なのか。

また、テレワークで在宅時間が長くなります。そして、換気のために窓をあけざるを得ないこともあるかもしれません。当然ながら、猛暑対策で日中はエアコンを稼働することになります。また、各医療機関でもエアコンはフル稼働になります。現在、一般病棟では窓をあけて換気している

と伺いました。

とすると、さまざまな場所で電力需要量、使用量が多くなるわけであり。医療現場で停電はあってはならないことであります。電力供給量は大丈夫なのか、お尋ねいたします。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

今御指摘のあった今夏の電力需給の見通しでございますけれども、先週金曜日、五月の十五日に開催されました電力広域的運営推進機関の有識者会議におきまして、この夏においては、全国全てのエリアで猛暑を想定した最大需要に對しまして、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率三％以上を確保できる見通しが示されたものでございます。

現在、こういった状況でございます。なお、ね電力需給についての見通し、予備率も含めて、十分なものとすることが示された状況でございます。

○工藤委員 ありがとうございます。

今の私たちの生活で、電気なくして生活なしであります。特にこの夏も酷暑でありますので、絶対的な供給量、そして送電が途切れることのないように、絶えず目くばせをお願いします。と思います。

最後に、赤羽大臣にお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症により、国内外の生活が変わってしまいました。仕事もテレワークが進み、東京都心部のオフィス賃貸解約の動きもあり、都心部に企業が所在する意味が薄れてくるかもしれない。都心部の若者には地方に転職したいという意識が広がっているとの報道もありました。

これは、考えによれば、東京一極集中から地方創生への千載一遇のチャンスと捉えます。今までの常識にとらわれることなく、違う切り口で国土形成計画を策定することが必要であり、十年、二十年後の日本と日本国民の未来にかかわる重要な事案であります。

自然災害対策も必須であり、コロナ惨禍後を

チャンスに変えるべく、対応力が必要だと考えます。既に事務所等に多種多様な要望が来ており、また、さまざまな産業が崩壊の危機に立っている。さなか、赤羽大臣の次の国土形成計画策定及び令和二度第二次補正予算に関する意気込みをお聞かせください。

○赤羽国務大臣 御質問の内容が相当幅広いので、適切な答弁ができるかどうかよくとあれでさせていただきます。

今委員御指摘のように、新型コロナウイルスの感染の広がりと長期化というのは、大変我々の社会、地球規模で相当大きなインパクトを与えられております。外出自粛を余儀なくされたりテレワークを続けるという中で、新たな発見とか、そうしたことも出てくるというの間違いないというふうに思います。

ちよつと大げさに言うと、パラダイムシフトの局面になっているのかな。ということは、今後も、自然災害のリスク、また感染症のリスクを踏まえた上での国土のあり方、社会のあり方というのがやはり問われるのではないかと考えております。

その前に、二次補正についてということですが、これもまさに、一次補正もやり、当初予算もやっているわけですから、その予算の執行を見ながら、加えて、支援が行き届かないところに対して二次補正予算はしっかりと手を打っていかねければいけない、また、ポストコロナにつながるような前向きな予算計上であった方がいいというふうなふうに思っております。

その中で、例えば、接触機会の軽減のためにデジタル化ですとかテレワークの拡大、このことによつて、働き方の改革ですとかまた二地点居住、こうしたものも進んでくるとは思いますが、すし、産業界では、サプライチェーンの見直しで、地産地消型の経済圏の形成も予想されているところでございます。

私も、こうした不幸な出来事ではありますが、変毒為薬とよく言わせていただいておりますが、こ

うした厳しい状況、これをてこに、前向きなものに捉えていかなければいけないのではないかと、大きなターニングポイントにしていかねければいけないんじゃないかということ、幾つかあります。が、国土形成にかかわること言えば、まず、東京一極集中の是正のきっかけとしたい。やはり、災害リスク、感染症リスクがありますので、そうしたことを直す。

また、二つ目は、今言いました公共交通ですとか、そこに自動走行の活用ですとか、また、IoT、AIの活用で人手がかからない物流の実現、こうしたものも大きな課題になるかと思ひます。また、そもそも、我が国は、豊かな自然、特色ある産業、固有の歴史、文化、伝統など、本来、固有としてあつた強みである個性ある地域づくりというのをも進めていきたい、こう思っております。

最後になりますが、個人の暮らし向きでいえば、二地域居住ですとか、ワーケーションというんですかね、こうしたことで、豊かにかつ健康的な暮らし向き、新しい暮らし方、働き方というのが問われると思ひますので、ちよつと大風呂敷を広げましたが、国土交通省の所掌の中でそうした前向きなことが展開できるような、そうした施策を打っていくように、新たな国土形成計画についても検討をしつかりしていきたい、こう考えております。

○工藤委員 赤羽大臣、ありがとうございます。

私も、初当選以来、災害のことをずっと携えて、勉強してきたつもりであります。赤羽大臣が、初当選以来、災害のこと、そういった国土形成のことを御指導していただいたことを、この場をおかりしまして深く感謝申し上げます。

日本という国民は、戦争、地震、そして台風、さまざまな被災に遭つて、そこから立ち直つてきた、立ち直りの早い、そして、進化するすばらしい民族だと自分で考えております。この国に生まれてよかった、この国民でよかった、そんな思い

で暮らしております。

今回のコロナ対策、そして、コロナからの復興、復活は、これは非常に、私たち国会議員が襟をきつちりと正して、先頭を切って、災害、コロナの現場にも踏み込まなければいけないと思っております。

たまたまですが、自分の学校、高校の卒業生は、医学部の出身者が多く、医師からいろいろな面で電話がありました。いつでも応援に駆けつけるからだだ防護服だけは用意してくれ、そう言う同級生もいれば、罹患して命を落とすために医者になったわけじゃないということでもない発言をする同級生もありました。悩めることもありましたが、やはり私たちは、国民の負託に応えてしっかりとこの場で議論し、現場に突き進んで、しっかりと頑張っていくことをお誓い申し上げます。質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○土井委員長 次に、広田一君。

○広田委員 立国社の広田一でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず、私も、工藤委員同様に、災害対策についてお伺いをいたします。

具体的には、鉄道用地外からの災害対応についてであります。

一昨年七月に発生し甚大な被害をもたらしました西日本豪雨から、あと二カ月では二年がたとうといたしております。

言うまでもなく、ことしももう間もなく梅雨の時期になります。台風シーズンも来ます。ことしもまた、倒木や土砂の流入などによる線路の遮断が頻発化することが予想されるわけでありまして。

昨日の朝も鹿児島島の指宿で、電車と倒木が衝突をして三千人の方々の足に影響が出た、こういった事例も既に発生をしているわけでございます。

西日本豪雨のときには、公共交通機関にも甚大な被害が発生しました。その際、被災した鉄道が早期に復旧することの障害、課題になったのが、鉄道事業者が管理していない隣接斜面から土砂や

倒木が流入し、それらを撤去などをしようとした際、近隣住民の皆様から理解が得られない場合がございます。

山陽本線の事例がその典型例であります。

重機を使えば短期間でできる復旧作業にもかかわらず、地権者の土地を迂回して、酷暑の中、作業員の皆さんが手作業で行った事例でございます。

結果として、復旧に時間を要してしまつた、運転再開がおくれてしまつた、さらには、現場の作業員の皆さんには過重な負担を強いることになつたわけでありまして。

こういったことを踏まえまして、この国土交通委員会の質疑では、国土交通省としては、当時は、道路法の規定などを参考にして鉄道においてどのような対応が可能か専門の検討チームをつくって鋭意検討していく旨の答弁がございました。あの答弁から一年半がたちましたが、遺憾なことながら、いまだに結論が出ておりません。

また、この間、鉄道用地外からの災害対応検討会を立ち上げて四回にわたり精力的に議論をしている、こういったことも承知をしているわけでございます。しかし、昨年末には当初は一定の結論を得るとしていたわけでありましてけれども、それまかなわず今日に至っております。

無論、他者の私権の、権利の関係などで、法的な整理もしていかなければならない、こういったことも理解をするわけでございますけれども、さはさりながら、そのような課題がありつても、災害は待つてくれないわけでありまして。よって、鉄道用地外からの立入りや一時使用のあり方、倒木、そして土砂の流入、盛土や斜面崩壊対策は、まさしく喫緊の課題であります。

日々災害に直面する中で、事業者の皆さん、現場の皆さんからは、本当に一日も早く法改正をしてほしい、そういった声が上がっているわけでありまして。法的な根拠があるからこそ、災害が発生したときに迅速に対応することができると同時に、災害の未然防止、こういったことにも取り組

めるわけでありまして。国土交通省も、事柄の重要性に鑑みて、なるべく早く、そしてしっかりと取り組む、そういう答弁をされておりました。

その上で、まずお伺いしますけれども、これほどまでにこの問題についての結論、すなわち検討結果を出すのになぜ時間がかかっているのか、その理由をお伺いするとともに、あわせて、今やっている検討会では具体的に法改正についてどのような整理をされているのか、そして、コロナの影響がありますけれども、いつまでに提言をまとめるつもりなのか、この点について水嶋鉄道局長にお伺いをいたします。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、平成三十年七月豪雨や昨年の令和元年の東日本台風などにより豪雨災害では、鉄道事業者が管理していない斜面から土砂が流入するなどの災害が発生しているところでございます。

このような状況を受けまして、また、この委員会でも広田委員からもさまざまな御指導、御意見を賜りまして、そういった経緯を踏まえて、昨年十月より、鉄道局において、外部の有識者などから成る鉄道用地外からの災害対応検討会を立ち上げまして議論を重ねてきたところでございます。

具体的にはどのような議論をして時間がかかっているかということでございますけれども、まず、鉄道事業者が行っております事前防災への取組や管理していない土地からの災害についての実態を把握するとともに、公物であります道路事業や民間事業でございます電気通信事業などほかの事業制度などを参考にしながら、鉄道においてはどのような方策が考えられるのかについて検討を進めているところでございまして、実際の対策と制度上の問題と双方について議論を進めているところでございます。

一方で、細かく見てまいりますと、鉄道は道路とは異なり歴史的に民間の事業者が保有する施設ということになっておりまして、道路とは異なっております。公物ではないといった点でございますとか、ま

た、電気通信の設備は同じく民間事業者が持つておるのでございますけれども、これらの施設につきましては、サービスの供給義務が課されておるといった点が鉄道事業の施設とは違う、法的な位置づけは微妙に異なっているということなどがございまして、検討に当たりましてはそのような観点からも議論を行ってきたところでございます。

国土交通省といたしましては、このような道路事業やあるいは電気通信事業における制度も参考にしながら、鉄道においてどのような方策が可能なのかについて引き続き検討を進めて、早期に結論を得たいと考えております。

なお、言わずもがなでございますけれども、これは制度の検討ということでございまして、さらに、実際に、今委員がおっしゃいましたようなさまざまな復旧を早めるための工夫については、これはまた同時並行的にやっておりますところでございまして、ほかの公共事業と事業間の連携を深めることによつて復旧時期を少しでも早くするといった取組は、この一年半の間にも実際進めているところでございます。

○広田委員 今、検討状況の概要について御答弁があつたわけでございますけれども、もちろん、実態把握をしていくということは非常に重要な観点でございます。これもやはり、実質、省内にも検討チームを立ち上げておりましたから、実態把握というのは私はもう十分になされているのではないかな、このように理解をするところでございます。

そういった中で、今、水嶋局長の方からの御答弁の中で、鉄道については道路のような公物じゃないというふうな御指摘がございました。当初は、道路法を準用して、参考にして、法改正について検討していきたいというふうなことだったというふうに私は理解をしているところでございましてけれども、公物じゃないというふうな理解だそうなんですけれども、そうだとすると、まずやはり鉄道の公共性、社会的使命、これについてどう考えているのかというのが非常に重要なポイントに

なってくるんだらうと思いますが、この点について、どういった認識でしょうか。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

鉄道の災害を防ぐための事前の措置でございますが、あるいは、災害が発生した後、早期に復旧を進めるために制度上どういった手当てが必要かということ、また、制度改正を伴わなくてもどういったことが可能かということの検討を進めておるわけでございます。

法制度論ということになりますと、法律上、鉄道施設がどのような位置づけを受けているのかといった点を十分に踏まえる必要がございます。

実は、道路法や電気や通信に係る制度以外にも、災害の防止や復旧に関するさまざまな制度がございます。例えば、民法では事前に隣地からの災害が発生することを防ぐために一定の請求権を認めるような規定もございまして、あるいは、災害対策基本法では市町村長に一定の権限を認めているような事例もございまして。

そういった事例が鉄道の場合に適用できるのかどうか、適用事例があるのかとか、そういった勉強もしております。ある時間がかかっておるのはそういった面もあるわけでございましてけれども、法律上の議論となると、鉄道の施設が法律上どのような性格を有しているかということを厳密に精査をして、立法論、制度論を考えていく必要があるということでございます。

社会的に鉄道が持っている公共性でございますとかそういったものは広く認知されているということだと私も思っておりますけれども、法律上の位置づけということに関しては精査した議論が必要ではないかということでございます。

○広田委員 一定、社会的には鉄道の公共性というふうなものについては認められていると思えますけれども、水嶋局長、やはり鉄道局長としては、法的にも道路と並ぶぐらいの鉄道には公共性があるんだ、そういった位置づけで私は法改正に臨むべきではないかなというふうに思っております。

この点、検討会では、この鉄道の公共性について、道路との比較でどういったような議論がなされているんでしょうか。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

法律論としては先ほど私が申し上げたとおりでございますけれども、鉄道が果たしている社会的な役割でございますとか、社会的な意義でございますとか、あるいは国民の皆さんにとつての受けとめられ方という意味では、道路と同じような公共性を有しているのではないかとといったような御意見も検討会のメンバーの先生方からはいただいているところでございます。

○広田委員 もちろんその切り分けは大事でありますけれども、その基盤となる公共性の認識というのは非常に重要になってくるんだらうというふうに思うわけであります。

そういった中で、御紹介のあった鉄道用地外からの災害対応検討会、今提言書をまとめられているというふうなことでありますけれども、これに関して若干お伺いをしたいと思います。これにござま先ほど法令等を出されて、その法令等との比較検討をしっかりとやっていかなければならない、よって時間がかかっているというふうなことでありましてけれども、そういったことも含めて一年半かけてやってこられたんだらうというふうに思うわけでございまして。

そういう意味では、私は、もう論点についてはほぼ出尽くしている、こういうふうな理解をした上で質問したいと思うんですけれども、まず、鉄道用地外への立入り、あと、一時使用ですね、また樹木の伐採や移植、また土砂の処分、こういったところが恐らく論点になっているんだらうというふうに思いますけれども、これらのことについてどういった法整備をすべきというふうに鉄道局としては考えているんでしょうか。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

繰り返しのお答えになってしまいかもしれませんが、まず、鉄道に関する災害復旧に関してあるいは事前の防災に関してどういった対応がとり得

るのかという制度によらない可能性の議論と、あとは制度論と、両方をやっておるということでございます。

その法制度論の改正に当たりましては、先ほど来申し上げておりますように、道路や電気通信事業の事例などを参考にすると申し上げている意味は、これは、土地の立入りでございますとかそういったことにつきまして、現在の制度では、鉄道の場合、土地の所有者に対して許可をいただかないと私権の侵害になってしまうということでございましてそのような手続を踏んでいるわけでございましてけれども、中には、先ほど委員も御紹介されましたが、地権者の御了解をいただけないことからその土地を使うことができないといったようなことで復旧等に手間取る事例があるのではないかと問題意識でございます。

この場合、道路やほかの事業に要する施設については相手の地権者の同意がなくてもその土地の一時使用などが認められる制度があるということでございます。現在、鉄道にはそのような制度はないわけでございしますが、鉄道についてそういった法制度の整備をすることが可能であるかどうかといった問題意識から議論をしておるということでございます。

○広田委員 ですので、水嶋局長、その問題意識、論点が二年前に発生したので、一年半前からこのことを比較検討して論点整理をしてきたんです。

今の御答弁を一年半前に聞けば、これから鋭意努力して頑張ってください、よろしくお願いいたしますというふうな納得するわけなんですけれども、それから一年半たつて、一体、検討会を立ち上げてどのような論点整理をしているんですか、そして何が一体障害になっているんですか、私は障害はないんじゃないかなというふうに考えているわけでございまして。

ですから、その検討会において、立入り、一時使用においてどういった方向性を検討会は持っているのか、また、鉄道局は認識をしているのか。

このことについては、もう一年半以上も検討しているわけですから、実質は、私はもう明確な方向性を持つてしるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

委員御承知であるかもしれませんが、万が一誤解を生じるといけませんので繰り返させていただきますが、鉄道用地外からの災害対応検討会という形で立ち上げて議論を開始させていただいたのは、令和元年、昨年の十月からでございます。

これは、先ほど来申し上げておりますように、実際現場で何をやるのかということではないかと、土木でございましてとかあるいは森林でございましてとか、そういった専門家の方々に加わっていただく必要もございまして、また、法制度論としてどういう立法政策があり得るかということについては法律の専門家の方にも入っていただく必要があるということで、人選をいたしまして委員会を立ち上げたのが昨年十月からということでございます。その昨年十月から、四回、精力的に委員の先生方には御議論を賜っているということでございます。

三月以降は、コロナの問題もありまして、直接コミュニケーションをちょっとりにくい状況もあるかと思いますが、委員の先生方には大変精力的に御議論を賜っておるということだと思っております。

先ほど来、何をぐずぐずしているんだという御指導をいただいているというふうに思っておりますが、私ども、こちらの検討会では議論は着実に深めてきておるというふうに思いますので、早期に検討会としての報告書を取りまとめていただいで、この検討会で御議論いただいたことについてはちゃんと世間に発表させていただきたくない、そういったことを早急にやらせていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○広田委員 早期にがいつなのかということとはちよつとまた後でお伺いしたいと思うんですけれども、今お聞きしているのは、確かに、検討会が

立ち上がったのは昨年の十月からで、本当だったから年内に結論を得るとしていたところが、ことしの二月を最後に、コロナの影響等もあって開催されていない。各委員の皆さん、非常に精力的に議論をしているところも認識をしております。

ただ、ちよつと余りにも情報が出ていないので、具体的にどういった議論がなされているのかわからないわけでございます。事務所を通じて資料もお願いしたんですけども、それはなかなかできないというふうなことでございました。それは一定理解します。

ただ、先ほどの法制度について議論をしているということについて申し上げれば、私は、実態としては、論点整理はもうできているというふうな理解をしております。それが半年だろうが、実際は省内において専門の検討チームを立ち上げているわけですから、そこはもう整理をしているんだろうと思うわけでございます。

そうなつてくると、では、今問題になつてくる、紹介した立入りの一時使用であるとか、先ほども事例を紹介した倒木による関係、これを伐採したり移植したりするのはどうするのか、あと土砂の流入、これをどうしていくのか。それぞれ、三つ、どういうふうな法的なアプローチをしないかなければならないのかという課題があるんだろうというふうな考えます。

だから、それぞれの到達度が、熟度というものがあつて踏まえた上で、さはさりながら、もう検討会では半年、そして省内の検討チームで一年半議論しているわけでありまして、これについて、どういうふうな方向性があるのかというのは、それぞれやはり具体的に示す責任があるんじゃないか、そういう観点から私はお聞きしておりますので、明確な御答弁をよろしくお願ひします。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

私どもの情報の開示の仕方と申しますか、検討会の議論の経緯について、ちゃんとした御説明を

十分にできていなかったということであれば、その点は素直に反省をさせていただきたいというふうに思っています。

先ほど来の繰り返しになつてしまつかもしれませんが、法制度をどのようにして新たに整備をしていくことが必要かといった議論と、実態上、事前災害の防止あるいは事後の復旧の回復の早期化、これをそれぞれどういうふうなやつていくかということを議論してきたことでございます。

この検討会としては、当然、その問題意識として、法制度論が、先ほど申し上げたような、道路や電気通信事業並びの制度論があれば、鉄道にとつては事前防災も事後の災害復旧も早期にやりやすいということであるわけでございますが、一方で、そのような制度を導入する場合には、当然、隣地の所有者にとっては私権の制限ということになるわけでございます。

この私権の制限は、これはこれで憲法の財産権との関係で、法制度論としては、慎重な議論を要する問題でございます。

そういった事柄につきましては、既存の現在の法制度は、やはり、鉄道と道路、鉄道とサービス供給義務が義務づけられている電気通信事業とは違いがあるということを前提に今のような制度になつていくというふうな思われるものですから、その現在の違いを乗り越えて鉄道に同じような制度を設けるということについては、立法政策としてきつちりと私権の制限を行うに足る必要性その他が説明できるようなことが必要になつてくるんだらうと思われる次第でございます。

この検討会による専門家の方々の議論と、また、それを現実の立法過程において法案として提出してこの委員会なりで審議をお願いすることになるのかということについては、当然また行政としての判断が入ってくるんだらうというふうな思われるわけでございますが、この検討会の御議論の内容については、時間をかけずに早期に取りまとめをした上で、発表させていただきたいとい

うふうに考えておるところでございます。

○広田委員 局長の御答弁の大前提は私も理解をしているところでございます。

まさしく今、水嶋局長の言つた問題意識から、繰り返しになりますけれども、一年半前に省内に検討チームをつくつて、そして昨年の十月から有識者の検討会も立ち上げているわけでありまして、そういったときに、立法政策として私権の制限を伴う、これを鉄道事業としてどう位置づけていくのか、これについてまさしく検討してもらつたために検討会を立ち上げて、そして省内においても検討チームをつくつていくわけでございます。ですから、それを乗り越えるために、私権を制限するために一体どういうことが課題になつてくるんですか、その具体的なことを私はお伺いをしていくわけであります。

道路法はなかなか準用できない、しかし電気事業法なら準用することができるとも思えない、準用する場合にこういつた課題を乗り越えてやるんだ、そういうところの論点整理はできていると思います。

その上で、先ほど言いましたように、樹木の伐採や移植についてどうするのか、土地の一時使用や立入りについてはどうするのか、土砂の流入についてはどうするのか、それぞれ性質が違ふわけですから、それぞれどのような法対応ができるかというのは異なるというのでも理解できます。

だから、私は、先ほどの局長の答弁からもつと踏み込んで、もつと具体的に、今の議論の到達度が、検討会において、また鉄道局において、一体どこまで達しているのか、何が課題なのか、そういったものを明確にさせていただきたいというふうな質問しているわけでございますので、この点についての御所見をお願いします。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

私の答弁が至らない点があつたかと思ひますが、その点、申しわけなく思つておる次第でございますけれども。

まず、省内の検討会を事実上やつていたじやないかということでございますが、省内ではもちろんずつと議論を続けてきたところでございます。

ただ、やはり、専門家の方々の知見をおかりして議論する必要があるということ、昨年の十月来、専門家の方々に入つてきていただきまして議論をしております。

これは、明らかに、やはり議論のレベルが違います。その道の専門家の方々からしっかりとその知見をいただいで議論をするということになると、今まで省内で事務的に議論をしていたのとはやはり違うレベルの議論が行われるということでございます。まして、省内で事務的な検討をしていたからといって、十分時間をかけて深い検討ができていたんじゃないのかと言われると、そこは、やはり専門家の方々の知見とお力をかりて議論を深めていくというプロセスが、一定期間、時間をかけて丁寧なやつていくということがどうしても必要なんだらうというふうな思ふ次第でございます。

また、鉄道局としての議論の到達度はどうなんだという御質問をいただいております。けれども、私も鉄道側の人間といたしましては、そういった制度ができれば、鉄道の防災を事前に行う、あるいは事後の復旧を早期に行うという意味では非常にありがたい制度だというふうな思ひますが、先ほど来申し上げましたように、法律上、鉄道施設と道路や電気通信用の施設との位置づけが違ふということを理由にして、隣地の立入りに関する事業者の権能についても現在の法制度では差が設けられていないのではないかと。

そうしますと、現在の法制度を変え、新たに私権の制限を設けるということになりますと、これは、立法政策の一般論としては、それだけの緊急性でございますか必要性でございますか、そういったことをしっかりと示した上で、最終的には法案の形にまとめ国会で御審議をいただくということが必要になつてくるわけでございます。

なので、専門家の方々の意見を取りまとめいただくというプロセスと、もう一つ、実際の立法

政策としてそういう法案を国土交通省として取りまてお出しして国会で御審議をお願いするといったことについては、また改めて判断が必要だというふうに思っておりますけれども、専門家の方々の議論のこれまでの深まりぐあい、経緯といったしましては、当然、こういう制度があった方がいいねという問題意識で御議論を始めていただくことをお願いしているわけでございまして、先生方からはそういった御議論をたくさん頂戴しているということでございます。

○広田委員　ですから、お聞きをしているのは、検討会で提言書案ももうつくられているわけですね。つくられているわけですね、提言書案も。それで、専門家から法的な整備のあり方についても整理をされているんだろーと思えます。ですから、その具体的な中身について、どこまで到達をしているのかというふうなことについてお聞きをしております。

ですから、これも繰り返になりますけれども、ちょっと委員長も整理していただきたいんですけど、土地の一時立入りであるとか使用とか、あと土砂のこと、これの法整備の検討会の到達度についてお示ししてくださいというふうに具体的に聞いておりますので、ぜひとも局長の方からも、それぞれについて、検討会についてどういうふうな今議論を整理しているのかということをお示しいただきたいということを再三質問しているわけでありまして、もうそろそろ、ちょっと具体的に回答いただければと思います。

○土井委員長　個別具体的に答えられれば、答弁をお願いいたします。

○水嶋政府参考人　お答え申し上げます。済みません、何も隠そうとしているわけでは決してございませんで、私、先生の御質問の意図を十分に理解する力がちよつと足りなかつたということ、お許しをいただければということでございます。

現在、具体的な状態としてどうなっているかと

いうことにつきましては、この検討会の報告書をまとめるという作業に入っております。

これまでの議論の経緯に即しまして、検討会の報告書の中身については、例えば、法制度面から検討すべき事項、法制度外に検討すべき事項、その他の事項といったような柱を立てて、それぞれの文言の調整を現在やっておりますのでございすけれども、一番御関心の法制度面から検討すべき事項ということに関しては、さらに項目をいたしましては、一つは、樹木の伐採などの問題、二つ目は、土砂の処分等の問題、三つ目は、鉄道用地外への立入り、一時使用の問題、それぞれの事項についての取りまとめを行いますとともに、法制度の検討を進めていく際の留意事項などについて付記をするといったような作業を現在させていたいただいているところでございします。(広田委員「答えていないです」と呼ぶ)

○土井委員長　じゃ、もう一度、広田君、質問をお願いいたします。

○広田委員　御答弁いただきました。例えば、樹木の伐採とかは電気事業法との関係でどういうふうな整理をされているのか、そして、土地の一時使用、立入りというふうなことにしてはどういった整理ができているのか、また、土砂についてはどうかというところを、具体的な到達点についてお聞きをしているわけでございますけれども、なかなか具体的な答弁がいただけないわけでありまして、基本的には、電気事業法等に準拠しながら法整備というものを進めていく、そういった理解でよろしいんでしょうか。

○水嶋政府参考人　お答え申し上げます。まず、この検討会の報告の中身について、これは現在取りまとめを行っている最中でございします。内容が確定していない段階で中身について私の方が御報告を申し上げることはできない、そういうタイミングであるということを、申しわけございせんが、御理解賜ればというふうに思っております。

また、法整備の方向なのかという御指摘でござ

いますけれども、当然、検討会そのものはそういった法整備をやる必要があるのではないのかという問題意識で議論を開始しておりますので、先生方の方からも、そういった法制度が整備されれば望ましいという御議論が方向感としては出てくるわけでございします。

ただ、これも繰り返してございしますけれども、実際にそういう私権制限を伴う法律改正をしようと思うのかどうかということになりますと、これは、立法政策として本当にそういうことを国民の皆さんにお願いをするのかということのやはり判断を行うということが必要になってくようと思えます。その判断については、まだ十分議論が尽くされていないのではないかと今ふうに思いますが、きょうこの場において、法整備をする方向なのかというお尋ねをいただきましたけれども、私のこの場における答弁として、法整備をする方向でございします。この場で申し上げることは残念ながらできないのではないかと今ふうに考える次第でございします。

○広田委員　法整備の方向性をなかなか示すことは難しいということですが、検討会に諮問して、法整備の是非について検討してもらって、出てきた答弁が、引き続き更に国土交通省内で検討すべきだというふうな内容にはまさかならないんだろーなというふうに私は思っております。

実際、この前、道路法の改正案について議論をしました。磁気マーカーなどの整備推進についてやっただけですけども、そのときの検討会の提言を見ますと、はつきりと、法制度や基準などの整備を進めるべきであるというふうにしつかりと方向性を示しているんですよ。やはりそうでないと、これだけ長い間議論してそして検討してもらったけれども、具体的な法整備をするかどうかは国土交通省内で引き続き検討してくださいといった内容になってしまったら、一体この間の議論は何だったのかということになってしまします。ですので、私がぜひお願いしたいのは、そうい

うふうなさまざまな課題があるということをきょうのやりとりで十分理解した上で、先ほど水嶋局長の方から早期に提言を専門家の方にまていただくということでありますので、その時期は一体いつなのか、この辺について端的にお答えいただければと思います。

○水嶋政府参考人　お答え申し上げます。

繰り返してしましますけれども、この検討会の取りまとめにつきましては、これは本当に早急に行いたいと思っておりますので、そんな数カ月もかからないと出てこないというふうなことに努力をしたいと思っております。

ただ、しつこくして申しわけございせんけれども、実際に立法をお願いするかどうかということになってきますと、これは本当に立法政策ということでございしますので、国会審議日程等々との関係で、国土交通省として、さまざまな委員会にどのような法案をお願いするのかといった点については、これはさまざまな判断を総合的に行う、優先順位をつけるといったようなことも必要になってくるかというふうに思いますので、実際に法案という形でお願いするかどうかということについてはまた別の判断が必要になってくるのではないかと今ふうに思っています。

○広田委員　最後に、赤羽大臣の方にお伺いをしたいと思います。

今の議論のやりとりを踏まえていただいて、本当にこしも、起きてはほしくないんですけども、豪雨災害が発生して同様の問題が生じたらあのかの教訓というのは一体何だったのかというふうなそしりは免れないと考えます。災害は待つてくれません。有識者の皆さんも、事業者の皆さん、現場の皆さんも、一緒に頑張って、一日も早い法整備を望んでいるわけでございます。

水嶋局長が言ったように、いろいろな課題を乗り越えていかなければならないということは十分に承知しながらも、やはりこは、次の臨時国会に私は必要な法改正をすべきだというふうに思っ

ておりますし、そういう意味では、赤羽大臣のリーダーシップに大いに期待するところではございますけれども、最後に大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○赤羽国務大臣 広田委員から、この点、大変私も重要な指摘だというふうに思っております。

まず、日本は狭いですから、こういう地方のローカル線というのはほぼ山のへりを走っていて、大変リスクが多い。私自身も、神戸市の北区、六甲山の裏なので、神戸電鉄という、もうほとんどこういう土地のはさまを走っていて、土砂災害が年じゅう起こっている。京丹後鉄道なんか

も、この前視察に行きましたが、そういう話がございました。これは全国各地同様だと思います。そのことについてだけではなくて、去年の土砂災害の連続の中で、民有地が災害の発生の場合にはどうするのかといったような話とか、それを端緒に、もうこの国会でも審議していただきましたが、土地というのは私有権がすごく強かったわけですから、所有する以上は整備もしなければいけないという、私は新たな概念が導入されたものだというふうに思っております。

そうしたことも参考にしながら、一番大事なことは、本年の出水期、台風到来期にまた鉄道沿線で同じようなことが繰り返さないというのが政治の責任だと思っておりますので、法制度というところも、法務省とか等々の審議も経ないといけないのではないかと思います。具体的な防犯対策が講じられるように、積極的に、危ない時期までにできる限りのことはするということだけはお約束をさせていただきたいと思ひます。

○広田委員 ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。

そのほか、新型コロナウイルス対策について、きょうも田端長官に質問できずに申しわけありませんでした。また、山上審議官も申しわけございませんでしたけれども、以上で質問を終了したいと思います。

と思ひます。

どうもありがとうございます。

○土井委員長 次に、伊藤俊輔君。

○伊藤俊輔委員 立国社の伊藤俊輔でございます。

引き続き、コロナ関連中心に質問をさせていただきたいと思ひます。

各業界団体のコロナの影響について、私も直接各業界団体からたくさん御意見をいただいております。非常に厳しい状態だと認識をしております。

本日、四月末時点の新型コロナウイルス感染症に伴う影響について、国交省の取りまとめを、けさ、いただきました。国交省にも、こういう取りまとめに対して御努力をいただいているんだと思ひますが、できる限り早く現場の声を上げていただく、取りまとめをいただくことを改めてお願いをしたいと思ひます。そしてまた、直近の影響を把握しなければ適切な支援、対策、要請もできないと思ひますので、引き続き御努力をいただきたいと思います。

この内容を見ても、日に日に厳しさを増しているなということを実感しておりますし、また、この中には倒産数とか、あるいは倒産数に含まれない廃業数などもしっかりと捉えていただいて、また、結果を、通常であれば多分一年に一度、廃業数とかも集計をしていただいているんだと思ひますが、こういう有事のときですので、できるだけ、コロナ関連かどうかかわからないと言われることがあるんですが、そういったことも、しっかりと現場の声を捉えていただきたいなと思ひます。

その現状の影響と、そしてまた、国交省として各業界団体にこれまでどんな経済支援ができていたのか。持続化給付金や雇用調整助成金などは今不十分だと思ひますので、改めて、迅速な情報収集とその提示、そしてそのスピード感、そしてまた国交省として、さらなる経済の支援の要請と、やるべきことは何でもやる、そういう強い思

いを大臣から一言答弁いただきたいと思います。

○赤羽国務大臣 今冒頭、伊藤委員が御指摘いただきました各業界団体の影響のまとめ、このことだと思ひます。私も、きのう夜、報告を受けたわけでありまして。

誤解していただきたくないし、されていないと思ひますが、我々は、業界団体のそれぞれの状況のまとめを見て対策を講じているというわけではもちろんございません。本省の各局、並びに各地方運輸局、地方整備局で、それぞれ日ごろから、所管をしている団体については、プッシュ型というか、こちらから連絡をとって、大変な状況なので、今の経営状況、また必要な支援というのをヒアリングをする。やもすると、役所というものは、相談に来たらと、受け身の態勢が日ごろから。日ごろはそうで当然かもしれませんが、今回はそうではなくて、こちらから行こうと。

せっかく政府で、今言っていたいただきました雇用調整助成金についても、資金繰りの支援についても、さまざまやっても、現場はなかなかよく理解していただけていないということもたくさんございます。

そうした意味で、例えば貸切りバス事業は大変だということとはよく承知をしておりましたので、これは全国で四千三百を超える全社全部にアプローチさせていただいて、さまざまなか中で、やはりほかの業界と違って、バスをリースしているバスの維持することが難しいというような話も伺って、リース業界については経済産業省の所管でもありますので、経産省の担当部局と、リース業界に対して、支払いの猶予ですとか、そうしたものを具体的にやらせていただいたり。

また、タクシー業界も零細なところが多いわけですが、もう御承知のように、お客さんが大変減っているのだからかならないか。他方では、宅配、デリバリーサービスがニーズが出ているのでということで、特別措置として、今、九月三十日まで延長させていただきましたが、飲食料品のデ

リバリーも特例として認めている。

実は、全国でも短期間のうちに千社を超えるタクシー会社がこれに参加しておりますので、本当はこの夏も冷温の装置も入れて本格的にやりたいというような声も出ておるところでございますし、そうした意味では一つの成果があったのではないかなと。

引き続き、本日に、最初は観光業界が一番大変だと言われておりましたが、今、所管する業界はもうほとんど、経済全体が停滞している中で、非常に厳しいものですから、全体を俯瞰するという意味で、この先ほどの報告書が非常によくまとまっていて、いろいろな、多種多様な中でもどこがどうなのかということは、抽出の調査でありますけれども、それなりに意味があると思っておりますので、現場でがむしゃらに支援策をやりながら、少しくしたものをしながら、全体を俯瞰してやっていくというふうなことをやっていきたいと思っております。

今はやはり資金繰りがショートしないようにということが最大のことでございまして、資金繰り支援と、また雇用を、今リリースすると、人手不足ですから、いざというときには戻せないということも非常に悩みの種になっておりますので、そうしたことを。

雇用調整助成金もこれまで拡大しておりますので。実は、観光庁の予算で、雇用調整助成金はこれだけ簡単に申請ができますというようなビデオもつくりましたので。これは、観光業界のみならず、国交省所管のところについては全部閲覧していただけるようなことも今積極的に進めているところでございます。

気持ちとしては、このコロナ関連で倒産や廃業をするところをできるだけ出さない、そういう思いで、国交省全局を挙げて取り組んでいく、その決意で頑張っていきたいと思っております。

○伊藤俊輔委員 現場の声は、大臣、十分御承知のことだと思ひます。しかしながら、この調査を見ても、融資あるいは雇用調金もまだ申請準備中

と。まだ多くの事業者の方が受けられていない状況もわかりますし、また、十分支援が行き届いていないんだらうなということも受けとめます。改めてそういったこともしっかりと捉えていただきたいながら、ぜひさらなる支援を続けていただきたいと思っています。

その上で、コロナの収束がいつになるのかということも未確定の中で、これは野党からも、多くの委員からも、ゴー・トゥー・トラベルの一・三兆円の予算の使い道、目の前で大事な産業、業界が多大な影響を受けている、こういう中において、その予算の使い方を含めて、タイミングももう一度検討していただけないかという声も出ているのがあります。

これは、先に使うか後に使うかとかそういうことだけじゃなくて、全体的に支援が足りないんだということだと思いたいですので、第二次補正予算を含めて、ゴー・トゥー・トラベル等のそういった予算措置、もう一段階要請をしていただきながら、できるだけ目の前の方々を救えるような、そういった対応をしていただきたいと思いたいます。

また大臣の所見をいただきたいと思いたいます。

○赤羽国務大臣 国会の場でそうした御意見をいただいているところなんです、私も全国的な観光関連業界にヒアリングをしている中で、ゴー・トゥー・トラベルの事業は時期尚早だからという意見は、そうしたものはほとんどありません。

他方、ゴー・トゥー・トラベル、これは何回も説明をしておりますが、全国規模の大きな仕掛けですし、例えば大手の旅行代理店だけが得するようなどきにしてはならないと思っておりますので、さまざまな全国の関係事業者がこの事業に参加できるようにということで、恐らく相当の時間が準備にかかってしまう。

今から、成立させていたいただきましたので準備は始めましたけれども、事務局を立ち上げ、さまざまなことをやっていく。いつと言うと、またそれ

も影響があるので。ただ、今すぐできるわけじゃない。しかし、これがおさまった瞬間にこれを発動できるように準備をしておいてくれというのが業界の皆さんの生の声でございます。

加えて、さまざまな補償というの、御意見もいただいたので考えましたけれども、どうしても、大規模なというか、大手の旅館とかは、経営力はそんなに強くなって人手は物すごく多くて、そこどのぐらいの支援をすれば満足されるかという、これは非常に難しい話でありまして。

今回のゴー・トゥー・トラベルみたいなことは、やはり、何というか、相乗効果というか、百万円のものを出したら、その百万円で効果が終わらない、そうした経済的な波及効果ということをお願いされていることもこれは確かでございますので、一日も早く、いつも言っていることでありますが、早期に収束をさせて、これが最大の支援と決めて、その後、資金繰りと雇用の確保を応援して事業が継続できるように、そして、環境が落ちつき次第のゴー・トゥー・トラベルが発動できるようにという三本柱でしっかりやっていきたいと思いたいます。

しかし、この状況が長引けば長引くほどそういうストーリーにはならないので、そのことについては不断に業界団体の皆さんから話を聞きながら、必要な支援については適時適切にやっていくという心がけだけは忘れないようにしていきたいと思っております。

○伊藤(俊)委員 ありがとうございます。

ゴー・トゥー・トラベルのこういった予算措置、必要だということは十分理解をしております。早期にこういうことが使えるような状況になることが一番望ましいですが、いつからこういうことができるのかということも多くの事業者は気にしているところでもあります。

改めて、今の目の前の事業者が本当に持ちこたえられるのかということを念頭に置いて、そしてまた、恐らく廃業数なんかも、僕らも聞いて調べ

ていますけれども、ふえてきております。これはコロナ関連かどうかということも聞きながら、慎重に聞いていますが、そういったことも捉えていただいて、二次補正を含めて全力を尽くしていただきたいと改めて要請をしたいと思いたいます。

とりわけ、航空業界が厳しい状態だと聞いております。私も民間時代は、十四年間、航空会社と一緒に仕事をさせていただいておりました。各航空会社、現場から、かつて一緒に仕事をした仲間からもいろいろな声をいただいております。

世界では、オーストラリアでは、コンサルティング会社CAPAから、現在の市場環境が続けば五月末までには世界のほとんどの航空会社が破綻に向かうという警告をされております。アメリカは、約五百億ドル、約五・四兆円の融資と補助金で航空会社を支援をし、イタリアではアリア航空の一〇〇％国有化が表明されました。フランスにおいては、エールフランスへの七十億ユーロの支援が決定し、必要ならば国有化するかとされております。

今、国内のJALとANAを見れば、二〇二〇年の三月決算期、直近の決算を見ても、利益余剰金、体力は、JALは約七千九百七十九億円、ANAは五千五百億円、今、月一十億円とも、年間で一兆円あるいは二兆円規模の減収になる、こう言われている中で、本当にこのまま航空業界がもつのか。

世界に比較しても支援というものが少ないのではないかとと思いたいますが、所見をお伺いしたいと思いたいます。

○和田政府参考人 答えを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国の航空会社は、便数、旅客数ともに大幅に減少しており、二月から五月に限っても業界全体で五千億円の減収を見込んでいます。そのため、経営状態が急速に悪化をし、足元では特に資金繰り対策が喫緊の課題となっております。

このため、今般の緊急経済対策に基づきまして、航空会社に対する着陸料や航空機燃料税等の

支払い猶予でありますとか、日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用により支援することとしており、航空業界においては、これらにより当面の資金繰りは可能になるというふうに見込んでおります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の収束は現時点では見通せない状況であり、これらが長期化する場合には経営状況が更に悪化することも予想されますので、各航空会社から状況をしっかりと聞きしながら、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

○伊藤(俊)委員 かつてから、JAL、ANAの国際線の統合の話とか、一部出ることはあるんです。ANAホールディングス片野坂社長も、二〇二〇年四月十三日の日経ビジネスで、JAL、ANAの協力について、整備などの面でも協力していこうという話をおっしゃっておりますし、手を取り合うべき局面に見えますと答えていらつしやいます。業務的な協力や統合の可能性、そしてまた統合のことは、独禁法の観点からしても、あるいは健全な競争の面からしても、リスク、ハードルが高いんだらうと思っております。

これは意見にとどめさせていただきたいと思いたいますが、これまでの健全な競争が保たれるように、やはり早期に航空業界においても支援の目を向けていかなきゃいけないんだらうと思いたいます。引き続き検討していただきたいと思いたいます。

そして、第二次補正の中で、今、業績が悪化した大企業や中小企業などに対して劣後ローンや優先株による資本支援の検討がされていると一部聞いております。対象が大企業なのか中小企業なのか、どれぐらいの予算になるのかまだわかりませんが、少しでも事業者に対して経済支援の一オプシオンになればいい、そういう思いしております。

この制度は、今回のコロナのように、一時的な急な減収とか、あるいは、収束が見えない中で自己資本比率が悪化した事業者において、健全なバランスシートに戻すためのローン、手当てだとい

うふうに思います。

これはニーズがあるんじゃないかと個人的には思うんですけども、しかしながら、過去を調べてみると、東日本大震災やリーマン・ショックなど、幾度も劣後ローンを活用してきたが、思いのほか使われていないと思います。東日本大震災のときにはほぼ活用がなかったと聞いておりますし、リーマン・ショックのときには二件使われたというのを聞いています。大企業においては、二〇一五年から一九九年の間で四件使われていると言われています。

せつかくの予算措置をして、制度が、毎回実情と違く、使われていないということであれば、制度上、使いづらい問題があるんじゃないかということも考えます。

過去のこの劣後ローンの実績評価と、そして、今回新たに検討されるのであれば、過去の検証をして使えるような制度にしないかと思いますが、御見解をお聞きしたいと思います。

○神田政府参考人 お答え申し上げます。

中堅・大企業向け支援といたしましては、まずは資金繰り支援が重要でございます。

そこで、先ほど航空局長からも言及ございましたように、政策投資銀行などが五兆円規模で危機対応業務を実施するなど、流動性の供給に万全を期すこととしてございます。

伊藤先生御指摘の資本金につきましては、中堅・大企業の資本不足、ソルベンシーが今足元で問題になっているわけではございませんが、今後のさらなる状況の悪化に備えるべく、総理からも、劣後ローンなどの資本金を活用した財務基盤強化などについて、第二次補正予算において対応するよう御指示がございまして、現在、まさに検討しているところでございます。

御指摘の劣後ローンとは、破綻時の返済順位が劣後することなどから、一定の資本金が認められるものの、逆にそのリスクに見合った金利設定を行う資金供給形態でございます。

お尋ねの東日本大震災時の危機対応業務におけ

る劣後ローン制度、このときは、そもそも、低利で潤沢に資金供給をしておりました。そのことに加えて、一定程度回復の見通しが立っている、資本金に係る需要が少なかったこと、あったこと、こういったことから利用実績がなかったものと考えてございます。

いずれにいたしましても、先生がおっしゃる通り、過去の制度や教訓も踏まえて、今後の対応についてしっかりと検討してまいりたいと存じます。

○奈須野政府参考人 私からは、中小企業の方をお答えさせていただきたいと思います。

資本金劣後ローンでございますけれども、金融機関から見れば事業者の負債ではなく資本というふうになすことができるので、中小企業が民間金融機関から融資を受けやすくなるというメリットはございます。

ただ、ローンでございますので、債務であることには変わりがなくて、中小企業に多い債務超過を解消するという機能はありません。

また、業績連動型で、利益に応じた金利設定となっておりまして、金利が高いというデメリットも中小企業には大きいわけでございます。

東日本大震災のときの分析でございますけれども、多くの企業が、災害で減損した機械設備の資産に対応して資本を増強する必要に迫られておりました。こうした場合は、中小企業再生支援ファンドなどによる債権買取りとか、あるいは資本注入が利用されるべきものでございまして、劣後ローンの利用が限られたのはそのためであると考えております。

また、リーマン危機でございますけれども、このときは金融機関が傷んでいて、自己査定で資本にみなすことのメリットが乏しかったということではないかと考えております。

こういった事情は今回ございません。ただ、中小企業にとつてみると、実質無利子無担保、最大五年間元本返済据置き融資がござい

ます。まずはこれを御利用いただくということが有利かと存じております。その上で、資本金のローンは、多額の資金調達が必要な事業者や再生局面にある中で新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の利用が見込まれるというふうな考えっております。

○伊藤俊委員 ありがとうございます。大企業の場合、中小企業の場合、分けて御答弁いただきました。

よく検証していただいて。資本をふやす、資本がふえることによって健全化に見えて融資を受けやすい、そういったメリットがあるということとはよく聞きますけれども、それにしても、各中小企業も大企業もこの劣後ローンの活用をなかなかできていないという実情を見ると、もう少し使いやすく、問題点を含めてもう一度検証すべきだというふうな思います。その上で、今回の第二次補正に本当に入れるか入れないかも含めて再度検討していただきたいと思います。

続いて、空港のサーモグラフィの設置についてお聞きをしたいと思っております。

国交省では、緊急事態宣言を踏まえて、不要不急の渡航、旅行、都道府県をまたぐ移動を控えるように要請を行っていると思っております。その要請の一環として、羽田、伊丹、成田、関西そして中部、福岡と、六つの空港において、サーモグラフィの体温確認を開始しております。一方で、北海道、そして鹿児島県、沖縄県と、そのほかの自治体でも、感染拡大防止のために独自の、県内の空港にサーモグラフィ、そしてまた体温をはかるそういった機会を実施していると思っております。

これは、出発地と到着地の目的と、そして管轄も異なるというところでございます。体温チェックをするのであれば、やはり統一性を持つてやるべきではないかなと思っております。

そしてまた、体温チェックをしている方々、対応に当たっていただいている方々も、羽田空港では航空会社の職員、那覇空港では県の職員がやられていると聞いております。予算をつけて自治体

で対応できれば一番いいだろうと思いますが、そういったことの中において、やることとやらないところが出てくるということではよくないと思いますので、やるときには統一性を持つてやった方がいいのではないかと、そういうふうな思いがあります。

見解、もしわかれば、答弁を簡潔にいただきたいと思っております。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。

出発空港におけるサーモグラフィを活用した体温確認でございますけれども、これは、広域的な感染拡大の防止という観点で、先生おっしゃったとおり六空港で実施をしている。一方、到着空港につきましては、到着した地域における感染拡大防止の観点から自治体において実施をされているということでございます。

いずれにしても、国としても、先般、航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインというのをつくっておりますので、このガイドラインに基づき出発空港での具体的な取組内容等について情報提供を行うなどによりまして支援をしておりますし、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能ということについても、自治体に御案内をしているところでございます。

○伊藤俊委員 ありがとうございます。

出発時だけでも横の展開をしていただく、統一性を持つて対応ができるように検討していただきたいと思いますし、各自治体に対しての要請も、現場の声を聞いていただきながら対応していただくことを引き続きお願いしたいと思います。

そしてまた、航空会社の約款に基づいて、発熱等が確認された場合には搭乗を断ることができると聞いております。大臣も記者会見でそう答えていただいております。

ガイドラインに沿って航空会社が搭乗の判断をする際に、発熱だけではなかなか断りづらい、ほかの複合的な要因がないと断りにくいという現状があったり、あるいは、発熱とせきの場合はどう

かとか、私も航空業界にかかわってききましたけれども、現地の方々から、なかなか、ガイドラインに沿ってといっても、時折、その判断というものは現場サイドでは困難な場合もあるということも聞いております。

こういったことを現場で国交省がどれだけ把握をされて意見を吸い上げているかということも、わかる範囲で教えていただきたいと思っています。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、発熱があり、せきや倦怠感等の症状が見られるような場合には、感染症が疑われる場合として、航空会社の方で運送約款に基づいて搭乗の取りやめを要請しておりますけれども、航空会社の方では、仮に体調の悪い方が飛行機に乗られて折り返すようなことになった場合には大変困ることになるので、日ごろからお客様の様子というものには気を配っているということございまして、そういう意味で、航空会社の方から、何らかの基準を定めて、統一的な運用を定めてほしいという声は伺っております。

いずれにしても、航空会社とよく相談をしながら対応してまいりたいと思います。

○伊藤俊委員 ありがとうございます。

ガイドラインに沿って、法整備とかいうことではなくて、今、約款でできる、そういうことになつていてと思いますので、改めて、航空会社、その最終判断をするところとしっかりと意見交換をしていただいて、情報収集していただいて、細やかな対応をしていただきたい、そう思います。

最後に、

中国のコロナの感染の状況を見て、私も中国の北京大学に留学をさせていただいた現地の仕事を十四年間やらせていただきました。今、吉林省の舒蘭市や瀋陽市、あるいはもとの武漢、ハルビン等、再度感染者が出ております。早くももう第二波がスタートしているのではないかと一部報道もありますし、中国においては一千四百万人を対象に十日間でPCR検査をやる。これは、

膨大な数を十日間でどうやってやるんだということも考えるわけでありますが。

今、中国は、三月から延期になっていた全人代がちょうどあさってから始まります。この全人代が終わるまでは、中国政府の対応、感染者等の情報もかなり慎重に考えられているんだろうと思います。全人代の終了後は、経済再開も含めて、動きが活発になる可能性もあります。

日本において渡航の制限緩和を考える際は水際対策に更に重要になると思いますし、日本はまだいまだに百力国の渡航制限をしております。

中国と韓国の間では、ファストトラックと言われる、ビジネスの関係者に限り両国を行き来できることを認めているやり方をスタートしております。これは、出発時にはPCR検査で陰性を確認をし、到着後、またその国でのPCR検査で陰性を確認をする、両国のこういうルールに基づいて、ビジネスの渡航者に限って今スタートをしている。

中国から日本にも同様の渡航緩和の打診があったという報道もあり、日本は外務大臣が、時期はもう少しまだ早いですが、必要性を検討すると回答しております。

日本では、出入国の際のPCR検査など、対応にはかなりハードルがあると思いますが、アフターコロナ、ウィズコロナと言われる、これから経済のことと両立をしながら進めていくという局面に入った段階で、かつてのインバウンドに戻るには一年から一年半以上かかるかと今言われている中において、こういった渡航緩和についてはしっかりと今から対応していかないと、検討していかないと、対応をお聞きをしたいと思っております。

○大隅政府参考人 お答えいたします。

感染症危険情報、外務省で担当しておりますけれども、これについては、感染の拡大状況や移動制限の状況、医療体制、在留邦人渡航者数、世界保健機関、WHOや主要国・地域の対応ぶりなど

を総合的に勘案して判断してきております。この外務省が担当しています危険情報の引下げ、あるいは人の往來の再開のためには、まず日本での感染拡大の収束が最優先であります。

また同時に、御指摘のあったような海外の状況ももう少ししっかりと見きわめた上で、外国への渡航が安全か否かについて、相手国における感染状況等さまざまな状況を総合的に勘案し、どのようなアプローチが可能か検討していきたいと考えております。

いずれにせよ、関係省庁とも連携していきたいと考えております。

○伊藤俊委員 ありがとうございます。

インバウンドにおいては、外国の観光客でもっている産業というのはかなり多くなつてきておりますし、復活する際には、首都圏、そしてまた関西圏、そして、国内があつて最後に国外だと言われている中において、やはり今からできるだけ安全に渡航緩和ができるルール整備などを模索をしていく必要があると思います。ぜひ前のめりに、そのときが来ることを考えて対応していただきたいと思っております。

質問を終わります。ありがとうございます。

○土井委員長 次に、福田昭夫君。

○福田昭委員 立国社の福田昭夫でございます。

きょうは一般質疑だということなので、コロナも含めて質問させていただきますので、大臣始め答弁者はぜひ簡潔にお答えください。

先ほどからお話を伺っておりますと、大臣は所管の業種のひどい状態を随分御承知のようでありますが、残念ながら我々にはその数値が伝わってきておりません。

我々も、共同会派が、五月十四日にやった新型コロナウイルス感染症に伴う関係業界への影響について、五月十四日ですよ、これが四月のものです、三月三十一日時点のまとめのものが出てきました。それで、会派の皆さんは、これは聞いても

しようがないねというので、誰も聞きませんでした。そうしたら、何か、今伊藤委員に聞いたら、きょう出てきたと。四月三十日時点のまとめがきょう出てきたというんですけれども、まだ部会としてはいただけない、こういう資料です。

ですから、大臣、大臣が熱心なのはよくわかります。しかし、やはり大臣や観光庁長官からしっかりと国交省の職員に、しっかりと迅速にやるようにぜひ指示をしてください。やるときよう出てきたんですよ、これ。それだけは指摘しておきたいと思っております。回答は要りませんよ。

○赤羽国務大臣 別に意図的にとかというんじゃないで、予定どおりで、どうしても、全国のを網羅するわけでありまして、いかげんな速報値を出すわけにいきませんから。ということで、定期的に出しているということです。

たまたまその部会のタイミングがきょうですから、多分出される直前だったと思いますので、別に意図的なことは全くございませんし、毎月定期的に出しているということです。

○福田昭委員 大臣、言いわけはいいですよ。そうじゃなくて、四月三十日のまとめが五月十四日になつて出てこないというのは、いかにも遅いじゃないですか。そういうことを言っているのであつて。

そういうことで、今後、しっかりと、国交省が所管する業種というのはたくさんあるわけですから、それらがみんな、全て今大変厳しい状況にあるわけですから、ぜひスピードを持って対応してほしいと思います。

それだけ最初に申し上げて、質問に入りたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の第二次補正予算等で検討すべき案件についてであります。一つ目は、資金繰りの制度融資の窓口と特別利子補給制度の窓口とのワンストップ化についてであります。今回、資金繰りについては、民間、政府系金融

機関とも、実質三年間、無利子無担保の融資制度をつくり、積極的に支援しているということは評価をしております。しかし、特別利子補給制度の相談窓口はありますけれども、受付窓口がまだできていないので、事業主の方から、早期にこの受付窓口を開設をして、資金繰りの融資申請と同時にこの特別利子補給の申請もできるような、そうしたワンストップ化ができないか、そのような要望もありますけれども、どのように考えようか。

○奈須野政府参考人 お答えします。

新型コロナウイルス感染症特別貸付け、日本公庫などでございますけれども、こうした融資と特別利子補給制度、それぞれ審査の観点が違いますので、審査自体を一元化することはできません。

そこで、今回、特別利子補給制度の申請の受け付けを行う際に、事業者が日本公庫などで借入れの申込みをしたときに、必要な事項を記入した申請書を日本公庫から手交して、あるいは、既に融資決定済みの事業者に対しては日本公庫などから郵送をするというのを考えております。これによって、事業者は中小機構が設置する事務局に申請書を郵送すれば済むということで、事務局の方に直接足を運ぶ必要はない。公庫の方でワンストップにやるというような対策を講じようと考えております。

○福田(昭)委員 今、借りる人からすると、本当に利子補給があるのか、そういう心配もあるわけですから、今の話で仕組みはわかりましたけれども、相談窓口にそういう相談の電話があったら、そういう話をしっかり伝えてくれるということが大事なかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから二つ目は、先ほど伊藤委員の質問にもありましたし、先日、岡本委員からの質問もありましたけれども、大企業、中堅企業への資本増強支援策についてであります。これは要望のみにとどめておきたいと思えますけれども、回答があり

ましたので。まさに今資金繰りが大変なところでありますけれども、しかし、私は、日本の法人企業、大企業は特に内部留保資金をたくさんため込んでいるので、資本の増強策はそんなに必要ないのかなとは思っておりますが、しかし、もしかしてと。

今回の経済の悪化が大変な状況でありますから、こういうことも必要ではないかというふうに考えておりますので、ぜひ検討はしておいていただきたい、対策もとれるようにしておいていただきたいというふうに思っております。

続きまして、雇用の維持関係については、きょうは、厚労省関係なので、これは質問しないで省略をさせていただきます。

そうした中で、持続化給付金、やはりこの持続化給付金について、金額が少ないと、もう一度いただけないかとか、そういう要望がたくさんありますので、これについてどういうふうに対応するかということも、経産省、要望だけしておきますので、ぜひ考えておいてください。

それはどうしてかという、今、多くの企業が雇用の維持と事業の継続を両立するために踏ん張っています。しかし、経済がこれ以上悪くなつていくと、いよいよ従業員を解雇しなくてはならない。そういう決断を間もなく迫られる企業がたくさん出てくると思います。

そんなことを考えますと、持続化給付金をもらうことになる対象法人の社会保険料については、例えば雇用を維持することを前提に社会保険料を半年間免除するとか、あるいは逆に、失業手当、これは厚労省になりますけれども、失業手当も、今政府で検討しているのは、休業手当を個人が申請してもいただけるようにしよう、その金額については上限額を一万五千円まで上げようという検討をしているようでありますが、しかし、実際に雇いどめになったり解雇された人たちが、もう既に、報道では七千人を超えているという話ですけれども、厚労省の相談窓口には九千件を超える解雇、雇いどめになった人たちの相談が実は来

ている。

そういう状況でありますから、本当に失職してしまつた、解雇されてしまつたという人に対しては、やはり失業手当もしっかり、休業手当と同じように、月額三十三万円ぐらいの失業手当も出せるような、そういう仕組みをつくっておかないと、本当に働く人たちを守れない。

多分そういう状況に間もなくなるかなと思っておりますので、ぜひ経産省も、雇調金にも熱心に取り組んでいただいているので、厚労省とよく相談をして、どういう形でか、持続化給付金をもたらえるような法人に対して応援ができるようなことをぜひ相談してほしいなというふうに思います。

それでは、次、(五)となつておりますけれども、三つ目になりますけれども、これは総務省になりますけれども、二一年度の固定資産税、都市計画税の減免率、これは事業収入の減少に応じて二分の一又はゼロというような対応がなされているわけでありますが、その二分の一についても、三年間の分割払いとか、そんなことが可能にならないのか、こういう事業主からの要望もあります。これについてどのように考えたらいいのか、お答えをいただきたいと思います。

○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。今回の措置の適用を受けて令和三年年度の固定資産税、都市計画税が二分の一に軽減された中小事業者が、引き続き厳しい状況にあつて、令和三年年度の納税について、地方税法第十五条第一項の要件を満たす場合には、一年間徴収を猶予するということが可能でございます。

また、この場合、地方団体の条例で定めるところによつて、その期間内に分割して納付をいただく、こういうことも可能でございます。

○福田(昭)委員 それでは、ぜひ、もしそういう申請があつたときの話ですけれども、そうしたことが可能になるように、地方自治体などにちゃんと指示をしておいてほしいなというふうに思います。続きまして、(七)と書いてありますが、これを

四番目に、四つ目ということになります、NHKの放送受信料の二カ月間免除の延長についてであります。

先日、NHKから五月十一日に発出した文書によりまして、持続化給付金の給付決定を受けた場合、事業所等住居以外の場所に受信機設置の締結をしている放送契約者を全額免除するとありますけれども、これは、例えば旅館、ホテルなども対象になるのか、対象になるとしたら、ぜひ二カ月ではなく半年間に延長できないかという要望であります。松崎参考人 お答え申し上げます。

旅館もホテルも対象になります。その上で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う免除については、災害免除と同様、一時的な非常災害に対応するための緊急の措置であるため、災害免除の期間二カ月に準じて期間を設定をしたものでございます。

放送受信料の免除には、免除が他の負担者による内部補助であることに留意し、限定的に運用するという基本的な考え方がございます。今回の免除は、そのことを踏まえ、感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とすることを目的とした持続化給付金の給付決定を受けた事業者について、二カ月間全額免除にすることいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、ホテル、旅館等で長期にわたり休業する事業者が発生しております。これらについて、NHKに御連絡いただいて、一カ月以上使用されないことが確認できた場合、当該設置場所の受信契約の解約を受理しております。

いずれにいたしましても、五月十八日から免除の受け付けを開始したところでございまして、しっかりと実施をしてまいりたいと考えております。

○福田(昭)委員 今、与党席からもぜひお願いしますという声が出るほど、本当に旅館、ホテル業は疲弊しておりますので、まさにNHKには二カ

月から半年に延長するということをぜひ取り組んでほしいというふうに思います。

それでは五つ目になりますけれども、地方創生臨時交付金の大幅な増加と、使途は自治体の裁量に任せることについてであります。

政府もこの臨時交付金の大幅な拡大を検討しているようですけれども、しかし、今回の一次補正予算でのこの交付金は、金額の枠をそれぞれ自治体に決めて、国の方からその枠の中で申請するようにということで、どうも、国の方がチェックをして、その上で、じゃ、これでいいでしょうというような許可を出すような仕組みになつていくようでありますけれども、しかし、地方分権を進めてもう長くなります。

そういった意味では、自治体を信用して、ぜひ、今回、次の二次補正で増額する分については、使途は自治体の裁量に任せる、そのようにすべきだと思えますけれども、いかがでしょうか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

第一次補正予算で計上した地方創生の臨時交付金でございますけれども、これは、各自自治体、新型コロナウイルス感染症対策のために国が直接講じる施策、これは経済対策の中に各種ございましてけれども、その施策とは別に、各地域の実情に応じた対策を迅速に展開できるような財政支援を行うものでございまして、感染の拡大やその影響を受けた地域経済、住民生活への対応として効果的な対策であつて、地域それぞれの実情に合わせて、必要なものであれば、各自自治体の御判断によって極力自由にお使いいただける仕組みとしております。

ただ、一兆円という予算でございましたので、それをどう配分するかにつきましては、人口、感染状況、財政力等で各自自治体に一応交付限度額というのを設定させていただきまして、その交付限度額の中で今申し上げたように自由にお使いいただく、こんなような仕組みになつているところでございます。

○福田(昭)委員 一次補正の給付金はもう決まっ

て取り組んでいるところですから、一次補正予算のあれはいいですよ。今後、増額したものに對しての給付金の使い方、これはもう自治体に任せ、そういう考え方をぜひとってほしいと思えますが、いかがですか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

臨時交付金につきましては、地方自治体などから金額を更にもふやしてほしいといったお声を多数いただいているところでございます。

第二次補正予算につきましては、まずは先日の総理の指示に沿って検討が進められていくものと承知しております。

臨時交付金につきましては、今後、地方の声、実情をしっかりと見きわめながら、その扱いを検討してまいりたいというふうに考えております。

○福田(昭)委員 これ以上言つてもしょうがないから、ここでやめておきます。

これは厚労省関係のことなので答えは要らないんですけれども、ちよつと触れておきたいと思えます。

厚労省の特別労働相談窓口における相談状況というのが五月十二日時点でまとめてあります。相談者数が四十二万六千九百四十八人、主な相談内容が、雇調金が三十一万四千七百六十二件、休業が五万二千七百十件、保護者の休暇取得支援、助成金が一万五千七百六十六件、解雇、雇いどめが九千二百三十二件、賃金が八千六百六十八件などあります。

主な業種は何かというと、飲食業が五万一千二百二十四件、製造業が三万九千九百二十五件、卸売業、小売業が二万六千四百七件、宿泊業が一万四千七百三十五件、医療、福祉が一万四千六百六十件、道路旅客運送業が一万一千六百六十六件、労働者派遣業が九千四百十六件、建物サービス業が五千五百九十一件、こういう相談の内容になつております。

こういうことを考えると、本当に国土交通省には、直接所管をしていないものが多いんですけれども、しかし、それぞれ直接所管している省庁と

しっかりとちようちよはつしのやりとりをして、自分たちの所管の業種をしっかりと守つていくんだ、そういう姿勢を私は強く示していただければと思つている次第でございます。回答は要りません。

そこで、時間の関係で先に進みますけれども、次に、住生活基本計画、全国計画の見直しについてであります。

一つ目は住生活基本計画の五カ年の成果に対する評価についてと、それから二つ目の住宅地分科会における見直しの論点などについて、二点まとめてお伺いできればというふうに思つております。

ぜひ、皆さんには資料の一と二を、ごらんいただきたいと思えます。

一は、これは国土交通省がつくつていっているものであります。住生活基本計画の全国計画、平成二十八年の三月十八日に閣議決定した、その概要でございます。計画の目標は二〇一六年度から二〇二五年度で、こゝで半分が終わる、来年から新しい計画をつくるというよう内容になつていきます。

資料の二、後ろの方は、今回の見直しに当たつての住生活基本計画の成果指標を、どれぐらい届いているかという現状をまとめたものがこれでございます。

こうしたことを踏まえて、五カ年の評価と、そして、今、住宅地分科会ではどんなことを見直すということが議論になつていのか、教えていただければと思えます。

○眞鍋政府参考人 住生活基本計画についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、住生活基本計画につきましては、平成十八年に制定された住生活基本法に基づきまして最初の計画ができております。それ以降、おおむね五年ごとに策定をしております。今御紹介いただきました現行の平成二十八年三月に策定された計画では、居住者、住宅ストック、産業・地域の三つの視点のもと、八つの目標を掲げまして、現

在、この目標の達成に向けた施策に取り組みしております。

さまざまな指標を用意してございまして、定量的に達成状況を分析、評価するために、現行の計画では十八の成果指標を設定してございます。

統計上の制約上、必ずしも最新のデータが明らかになつていないものもございしますが、この中には、おおむね堅調に成果の進捗が見られるもの、例えば、省エネ基準を満たす住宅ストックの割合ですとか、既存住宅流通量に占める売買瑕疵保険に加入した住宅の割合というようなものもございします。一方で、既存住宅流通の市場規模など、目標達成に向けてさらなる取組が必要となつていっているものもございします。

また、今の見直しの状況でございしますが、審議会の住宅地分科会の中で、有識者の皆様方に来年の三月を目がけて検討をいただいているところでございます。

例えば、居住者からの視点といたしましては、子供を産み育てやすい子育てフレンドリーな住まいの実現に向けてどのように取り組むかということが課題です。また、高齢者が住みなれた地域で自立して暮らし続けるために必要な住まいやサービスはいかにあるべきか、そのようなことが課題になつてございます。

今後、来年の三月に向けまして分科会での議論をしっかりと進めてまいりたいと考えてございします。

○福田(昭)委員 済みません、短くしてもらいましたが、時間がなくなつてきましたので、(三)から(五)まで省略をして、(六)の要請だけしておきたいと思えます。

やはり、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークが思ったより広がりました。ある会社が女性千四百人に調査をしてみたら、テレワークを今後とも続けたい、こういう人たちが大勢ふえて、七四・八%がそんな回答をしてい

この住生活基本計画も、このコロナの感染症を受けての見直しというの必要じゃないかなと思っておりますので、そうした観点から、もしかし東京一極集中の是正策にもつながるかもしれないので、そういう、クオリティ・オブ・ライフじゃないですけども、住生活の質の向上を求めた住生活の基本計画をぜひつくれるように頑張つてほしいと思っております。

ちよつと時間がなくなつてきましたが、最後に、東京一極集中の是正策について、赤羽大臣のお考えをちよつとお聞きしたいと思ひます。

赤羽大臣、赤羽大臣は、東京一極集中は正の責任者ではありませんけれども、しかしながら、都市計画の責任者でもございます。東京一極集中を是正するにはどのようにしたらいいという考えがありまして教えてください。

○赤羽国務大臣 国土交通省としまして、これまで、特に第二次国土形成計画におきましては、この東京一極集中の是正というのを重要な課題として位置づけまして、当時、対流促進型国土の形成を図るための国土構造、地域構造として、コンパクト・プラス・ネットワーク、こういうちよつと広い意味での、そうした地方地方の、地域地域のあり方ということを決めて推進をしているわけですが、一方で、国土形成だけでそうしたものが改善されるわけではなくて、恐らく学校の問題ですとか就職の問題等々ということもかなり大きな阻害要因となつていふふうに思つております。

今回、コロナウィルスのこの大きな動きの中で、先ほど御答弁もさせていただきましたが、この影響を受けながら、そうした一極集中がどう改善できるのか、一つの大きなきっかけになるのではないかと期待をしているところでございます。

○福田(昭)委員 私、地方創生特別委員会、歴代の大任に、四人かな、質問してきたんですが、誰も東京一極集中の是正の具体策がないんですよ。きょうも午前中に北村大臣にやってきましたけれども、誰もいないんですよ。

それで、私はこういう提案をずつとしてきたんです、やはり都市計画の担当の国土交通大臣にこれは訴えるのがいいのかなということで、きょうは赤羽大臣に言わせていただくんですが、東京は、世界に誇れるようなすばらしい都市なんです。でも、東京は量的な拡大はこれ以上させない。つまり、たくさんビルディング、オフィスビルを建てない。マンション、住まいも建てない、大きいやつはですよ。それで、容積率、建ぺい率をこれ以上大きくさせない。あるいは縮小させる。そのかわり質の向上はさせる。

質の向上方法はいろいろあります。いろいろな方法がありますけれども、なかなか東京の証券取引所を世界にまさる証券取引所にしたと思つてもできませんけれども、これについても考えがります。

アメリカを中心に活躍している原丈人という投資家がありますけれども、彼が、東京証券市場を、株式の取引が五年以上持つていなければできないような、そういう、投機じゃなくて投資の市場をつくるというようなことを提案しています。

私はこれに賛成なんですけれども、そういうようなことをすると、やはり東京は基本的に質の向上をさせて量の拡大はさせないということが大事だと思ひます。

フランスのパリがそうなんです。パリは、開発要求があつても、パリの都市を大きくさせません。そのかわり、周辺に新都市を五つつくりまして、その一つにマルヌラバレという都市があつて、そこにユーロディズ二ランドが進出していきます。

都市の構造が違いますから、そつくりまねはできませんけれども、しかし、少なくとも東京二十三区の建物の量的拡大はさせない、縮小する、それぐらいの覚悟でやらないと東京一極集中はとまらないと思ひます。ぜひ今後御検討いただければと思ひます。

時間が来ましたのでやめます。

○土井委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。新型コロナウイルスの感染者数が、東京で一桁台が続いていふようになって、緊急事態宣言の全面解除も近づいていふ感じがします。とはいえ、秋ごろには第二波が来るとも言われており、警戒を解くことはできません。

そうした中、震度四程度の地震が続いたり、豪雨などがこしも来たらどうするか、そういう話題がふえたと思ひます。

資料の一枚目は、四月二十八日付の毎日新聞、「避難所 悩ましい「三密」というタイトルで、四月十三日、土砂災害警戒情報が出された千葉県鴨川市で、三十四世帯八十人に避難勧告を出して三カ所の避難所を開設をしたものの、避難する人はいなかったと報じています。やはり三密を避けたのではないかとという指摘ですね。

一方、避難者同士の距離を保つ枠をつくつて受け入れた北海道の標茶町では、五百人収容の体育館に二百十人、要するに距離を開いた分だけそれでもう満杯になつちやつた、そういうことが報じられております。

なので、今この時期に大きな災害が来たらどうするかというのは、多くの人が考えているところではないかと思ひます。

そういう中で、四月七日、資料の②にありますけれども、内閣府、消防庁、厚労省が連名で、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を发出しております。ちよつと字がちつちやくて申しわけないんですが、この三段落目というんでしようか、「なお、このところ、『発災時には政府としても、『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行う』というふうにあるんですね。

それで伺いますが、まず消防庁に伺います。指定避難所には感染症対策に必要な物資、資材の備蓄というものがどの程度されているのか、また、現状を把握されているのかを伺います。

その上で、内閣府に、備蓄をするための地方自治体への財政支援が必要と思ひますが、どのような支援を検討しているのか伺います。

○小宮政府参考人 地方防災行政の現況調査におきまして、毎年四月一日現在の各地方公共団体における備蓄状況について調査をしておりますが、指定避難所ごとの備蓄状況につきましては把握をしております。

市町村の各避難所における物資の備蓄状況につきましては、内閣府防災が先月四月から運用を開始いたしました物資調達・輸送調整等支援システム、これによりまして把握することが可能ですが、情報の市町村への登録の依頼をしたばかりでございます。さらに、市町村は、現在、新型コロナウイルス対策で多忙をきわめているというところから、現段階では指定避難所ごとの備蓄状況の取りまとめは困難な状況にございます。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま消防庁からお話ありました、物資調達・輸送等支援システムでございますけれども、内閣府防災から、四月二十三日に、自治体宛てに備蓄物資の情報登録等の依頼について通知を发出するなどしてシステムの利用を促しているところでございます。引き続き、出水期に向けて、利活用状況を随時把握いたしまして、必要な入力を促すなど、関係省庁とも連携して活用促進に取り組んでまいります。

また、避難所において感染症対策を行うに当たっては、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションといった物資や資材が必要となります。災害発生時には、被災地のニーズを把握いたします。その確保が重要な課題となつてまいります。上で、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションのプッシュ型支援の実施や、災害救助法が適用された自治体に対しましては、これらの必要な物資、資材の購入費用を国庫負担の対象とするなど、地域の実情に応じて避難所における感染症対策がなされるように、自治体の取組を支援してまいります。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえつつ、関係省庁と連携して、自治体の意見を伺いながら、適切な助言を行うことを通じて、自治体の取組が進むように支援してまいります。

○高橋千一委員 今の答弁両方を受けて、内閣府に確認をさせていただきたいんですけれども、消防庁の年報は見せていただきました。避難所の備えるもの、要するに、毛布ですとか乾パンですとかお水ですとか、そういった基本的な備えるものを把握していて、そうはいっても、四十七都道府県が全部同じものをそろえているというわけではない、これからだなというふうに私も見たんです。

ただ、今回、四月から内閣府の方で指定避難所ごとを把握しようというその趣旨は、やはり、プッシュ型にするにしても、何があっても何がなかをちゃんと把握して適切にやるということが目的なんだろう、それはすごく前進したというか、この間の取組を通じて前進したことじゃないかなと思うのが一つ確認なのと、それにあわせて、災害救助法になったときに、今度は感染症に必要なものもきちっと支援していくんだよという意味で、確認をさせていただきます。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。物資調達・輸送等支援システムについてのお尋ねがございました。まさに先生がおっしゃるとおり、年に一回のそうした調査ということだけではなくて、避難所ごとにそうした入力可能なシステムというのをつくって、もし発災時にはそういった情報も生かしながらプッシュ型支援を行っていく、こういった形で活用を考えた上でのシステム整備ということでございます。

また、プッシュ型支援の対象ということでございますけれども、現下の状況でございますので、避難所において必要な感染症対策に要する資材等については、プッシュ型支援、必要なものについてはしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋千一委員 ありがとうございます。

コロナの最初のころに私は予算委員会でも何度も質問しているんですけども、やはり、医療機関で、今、マスクやゴーグルやフェイスシールド、あるいは防護服などが不足して、ごみ袋で代用したりとか、本当に必死な思いで頑張っている、本当に敬意を表したいと思うんですが、本来なら、新型インフルエンザ行動計画の中にきちっと備えなさいということが書いてあって、それを把握していますかというのを聞いたんです。把握していないから、なかなか、何がすぐ必要かというのが出てこない。

逆に、災害の場合も、指定避難所というのがあるんだから、そこでしつかり、当然、マスクというのは災害のときはいつでも使うんですね、それが備わっていれば、一定そこを使ってもらって時間稼ぎにもなったのにな、そういう思いがあつて質問をさせていただきまして。今後はそれが回っていいかなというふうに思います。

それで、先ほどの通知の続きなんですけれども、何をしろという指示の中の最初のところで真っ先に書いているのが、「可能な限り多くの避難所の開設」というふうに書いていて、親戚や友人宅への避難も推奨しています。昨年の台風十七号や十九号のときも、指定避難所が満杯で別の避難所へ行かざるを得なかった。ところが、そうすると、臨時の避難所だったために、食事なども届くのがおくれた、そういう事案があったと思うんですね。ここをどうするかというのが一つあります。

それで、資料の三枚目は、日本災害情報学会が五月十五日に発表した提案であります。右側の方に、「避難」とは「避難所に行くことだけが避難ではありません。」と書いて、避難所以外の、在宅避難や、ホテル、親戚や友人宅への避難というのを書いていきます。ただし、大事なものは、二点目のところに、「あらかじめハザードマップ・防災マップ等で危険の有無や程度を確認しておきま

しょう。」と指摘していることは重要だと思うし、これはやはりセットだと思っております。

要するに、指定避難所じゃないところ、友人宅が危険かどうかということがよくわかっていないのに、分散避難ですと呼びかけられてそっちに行っちゃったとか、被害が迫っているのに、避難をちゅうちょして、自宅が危険なのに閉じこもっているとか、そういうことがあつてはならないので、やはり体制が整っていないもとで分散避難だけが走ってしまうと逆にリスクが高いと思います。その点で内閣府にまず伺います。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の現下の状況において大規模災害が発生したとして自治体が避難所を開設した場合、三つの密を回避するなど感染症対策を徹底する必要があるということで通知も出させていただきました。

三密の回避にも寄与するという観点から、避難とは避難を避けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないこと、また、避難先は避難場所、避難所に限るものではなく、安全なこと、ことで、親戚、知人宅も避難先となることなどについて住民の理解を促すためのチラシを、住民が災害時にとるべき行動ということで示した避難行動判定フローとあわせて内閣府のホームページに掲載したところでございます。また、全国の市町村にも住民への周知をお願いしているところでございます。

また、四月には、新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針を踏まえて、可能な限り多くの避難所の開設ですとか、ホテルや旅館の活用等の検討など、発災時における留意事項について関係省庁連名で自治体宛てに通知するとともに、受入れ可能なホテル、旅館等のリストをあらかじめ策定するよう依頼しているところでございます。

今後とも、関係省庁と連携して取組を推進してまいりたいと思っております。

○高橋千一委員 今の質問の趣旨で大臣にも伺いたいと思っております。

昨年台風被害を受けてさまざまな議論をしたわけですが、マイ・タイムラインやマイ避難カードなど、やはり自分に引き寄せて使えるハザードマップ、安全だということがわかっていなければだめなわけですから、それがいいよ重要だと思えますが、いかがでしょうか。

○赤羽国務大臣 言うまでもなく、これほど激甚災害が各地で頻発化している現状の中で、国民の皆様命と暮らしを守るには、自助、共助、公助という観点、それぞれまたハード、ソフトの両面で避難体制、防災・減災のあり方ということを考えなければいけないというふうに思っております。

さまざま課題はございますけれども、やはりハザードマップということが、全市町村で一生懸命やっていながらなかなか活用されていないというのは現実だと思っております。加えて、災害もさまざまな種類の中でそれぞれのハザードマップがある、これを統一的に、また可視化できるように、わかりやすいものをつくらなければいけないというのも国交省の課題として今取り組んでいるところでございます。

同時に、スマートフォンなんか使っていて、リスク情報を視覚的にもわかりやすく表示するという努力もしていかなければいけないし、昨年のさまざまな災害のときの情報発信とか共有についても課題があるということで、今懸命にやっているとでございます。

こうした中で、やはり自分の身は自分で守るという地域で守るというような観点から、マイ・タイムライン、またマイ避難カードというのは、やはり実際にやってみると、いいことはわかるけれども自分はやったことがないみたいな人も結構多いと思いますので、そうしたことが、一人じやなかなかできないので、お隣さんとか地域でそうしたことを重ねることが地域の防災力の向上になり、結局、お一人お一人の命と暮らしを守ることにつながるものだというふうに思っております。

でございます。

○高橋千一委員 時間との競争だとも思いますけれども、大事なことでですので活用が進むようにお願いしたいなと思います。

東日本大震災のときも、実はインフルエンザや破傷風、レジオネラなどの感染症がありました。私自身も鮮明に覚えていますけれども、初期のころは被災者で密集しているというだけでもなくて、泥だらけの長靴で歩いたりとか、水が出なくて手が洗えないとか、トイレが流せないなどの衛生問題が本当に深刻でした。

何もかも足りない中で、全国の支援物資やボランティア、まさに今もコロナの前線で頑張ってくださいている方たちのように、医療機関、保健師さんらが活躍し大流行とまではいかなかった、そういう取組があったと思っています。

資料の④は、二〇一一年、まさに震災の当時に、東北大学大学院の感染制御・検査診断学分野のチームらが避難所生活における感染管理上のリスクアセスメントを作成して、予防マニュアルですとか予防八力条とかを推奨していたものであります。

特に、感染対策のポイント四番を見ていただきますと、避難所の居住区では、個人間、若しくは少なくとも家族間の距離を一メートルから二メートル程度保つことが望ましい。今ならソーシャルディスタンスだとみんながわかっている話ですけども、当時からやはりこういう呼びかけをしてきたんだ、それが生きていたんじゃないかなと思います、これが今に生きています、内閣府の認識を伺います。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

東日本大震災のときの教訓を生かしてということで、感染症のマニュアルとしては、厚生労働省で平成二十三年に、避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドラインや、また、厚生労働科学研究費の補助金によって研究者さんたちが策定いたしました、避難所における感染症対策マニュアルが作成されてございます。

また、平成二十五年に東日本大震災の教訓を踏まえて内閣府が作成いたしました、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針というものも策定してございまして、自治体においてそうしたマニュアル等を活用して対策を講じているものと承知してございます。

新型コロナウイルス感染症対策については必ずしもこのマニュアルでは対応できない部分もあることから、新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項等について四月に関係省庁連名で通知を行ったところでございますが、引き続き自治体において適切な対応が進むよう助言を行ってまいります。

以上でございます。

○高橋(千一)委員 今紹介してくださったマニュアルがまさにこれなんです、今私が資料で配った、やはりこのときの取組が今も生きています、もちろん、コロナ対策でバージョンアップする必要はあると思いますが、やはり基本は一緒だということだと思えます。

それで、大震災のときにレジオネラなどが発生した要因に下水処理が困難だったことがあります。トイレを流せない、汚物をティッシュごとビニール袋にまとめる、そういう処理をせざるを得なかった、私自身も経験していますけれども、そういう地域もあります。今回も、コロナで院内感染につながったのが実はトイレだったという指摘があるわけですけども、仮設トイレが多い中で、それを衛生に保つことはもちろんのこと、やはり下水処理の復旧というのは大変急がれることだと思います。

この点についての認識と国交省の取組を伺います。

○五道政府参考人 お答え申し上げます。

感染症対策を含む公衆衛生の観点から、地震時においても下水道の機能が確保されることは大変重要であると認識しております。

東日本大震災におきまして、九百八十四キロメートルの下水道の管渠が被災するとともに、百二十六カ所の下水処理場が被災し、このうち四十

九カ所が停止をしたところでございます。

このような観点から、地震時においても下水道の機能を維持し、市中への下水道の流出等を防ぐために、下水処理場における建屋の補強や液状化によるマンホールの浮き上がり防止対策などの耐震化について、下水道総合地震対策計画を策定し、防災・安全交付金により重点的に推進しているところでございます。

また、施設が被災した場合でも下水道の機能が維持できるように、仮設ポンプなどの応急資機材の確保や早期復旧に向けた手順などを定めたBCP、業務継続計画の策定を進めるとともに、避難所におけるトイレ環境の確保のためにマンホールトイレの整備もあわせて推進をしているところでございます。

国土交通省では、最終年度となる防災・減災、国土強靱化のための三カ年緊急対策を着実に進めるとともに、今後とも引き続き必要な予算の確保に努めまして、ハード、ソフト両面から下水道の地震対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

○高橋(千一)委員 大震災のときにそれだけの大きな被害があったということがお話ししました。後ろの方に国総研の当時のレポートをつけておられますのでリアルにわかるかなと思うんですけども、さっき紹介した東北大学の研究の中でも、やはり下水が破損したことによってトイレが流せない、そうすると上水も使えない、そういう中で感染症対策にとつて極めて危機的な状況だったという指摘もあつたわけで、これは非常に大事なことではないかと思えます。

ただ、予算を見ますと、今の水準が四十年前の水準に戻っているということで、管の老朽化などが非常に指摘をされている中ではありますので、ここは頑張っていたいただきたいと要望だけにとどめたいと思います。

そこで、国民自身が、三密を避けたとか、マスクや手洗いなどはこの間身につけてきたと思えます。ただ、避難所での感染症対策は無理としない

で、やはり成功させてほしいと思うんですね。パーティションやこの間活躍している段ボールベッド、さつきも報告がありましたけれども、備蓄や一刻も早く届く仕組みづくりはどのようなになっているのか、お願いします。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の段ボールベッド及びパーティションにつきましては、避難所における健康の確保や生活環境の改善、また感染症予防対策にも資するものでございます。ただ、受注生産のため調達に時間を要するというところで、支援までに一定の時間を要するとしていたところでございます。

このことは、昨年度の台風第十五号や十九号の検証でも指摘されてございまして、これを踏まえて、より速やかに国のプッシュ型支援が実施できるように、事前に国が二千セットを備蓄することといたしました。令和元年度補正予算及び令和二年度当初予算において、既に調達及び配備を行ったところでございます。

今後、災害発生時において被災自治体において必要な段ボールベッドやパーティションのニーズを的確に把握いたしまして、国で備蓄している段ボールベッドの速やかな発送、必要な追加の物資についてのプッシュ型支援など、被災地の迅速な支援に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋(千一)委員 ありがとうございます。

昨年も、すぐ届いたところとかなり時間がかかったところと差がありましたものですから、やはりあるとないとは、被災者の環境とか寝起きや立ち上がりが大分楽だという点でも大事なものがあろうと思えますので、二千セット今既に備蓄をしているということだったので、機動的に動くことを期待したいと思えます。

そこで、ちよつと時間の関係で一問飛ばしまして、続けたいと思うんです。

なるべく体育館型の避難所は避けるべきではありますけれども、ただ、災害の規模や地域によつて避けられない場合もやはりあると思えます。そ

の際、換気の徹底と、体調を壊した人あるいはリスクのある人には専用のスペースをつくるように通知では呼びかけております。

これまで見てきた避難所では、公民館のように大中小の部屋があるところもあるんですけども、でもそれはそれなりに使うわけですね。例えば、心のケアの相談室ですとか、応援に来た人たち、介護支援員の人たちが来ているとか、いろいろな形で詰所になったりとか、あるいは仮設保育所になったりとかして、専用のスペースというのはやはり言うだけではなかなか確保できないというのがあるのではないかと。同時に、コロナがこれほど広がった中で注目もされている。

そういうときに、私は、本来は、もともとこれはなければならぬものだと思っておりますが、一つですね、芳香剤や柔軟剤あるいは殺虫剤などに反応して身体症状が出る化学物質過敏症の方たちというのは、年じゅうサージカルマスクを必要とする人もいらっしゃる。そもそも人が集まる避難所には入れません。

そこで、私、二〇一七年の二月二十二日の予算の分科会で質問したことがあるんですが、熊本地震ではトレーラーハウスを福祉避難所として活用した例もあります、これに応用してクリーンルームのように使うことができるんじゃないかという質問をしているんですね。

そのときに内閣府が、そういう方も含めまして、健康上の理由から一般の避難所での生活に支障がある場合については、被災自治体が柔軟に対応するというか、福祉避難所としてやることもできるというふうなことをお話ししてくださったというんですが、その後の取組や検討はどうでしょう。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のトレーラーハウスにつきましては、導入した自治体や企業側にお話を伺いますと、製造側に平時からのストックがないということで納品に時間を要するという課題、また、トレーラーハウスの設置だけではなく給排水設備や電気工事な

どは別途発注することが必要なため、手間と時間を要したというような課題もあるということを知ってございます。

災害時におけるトレーラーハウスのクリーンルームとしての活用の有用性を考えるに当たっては、まずは活用事例を自治体において積み上げていただくことが必要と考えているところでございます。それらの活用事例の蓄積を踏まえて、被災自治体と連携して、その必要性についても勉強してまいります。

以上でございます。

○高橋(千)委員 そこで国交省にも伺いたいと思うんですが、さっきお話ししたのは、トレーラーハウスならどうというのはいくつかの例なわけですね。当事者の中からいろいろな意見が出てきてそういう提案もさせていただいたんですけれども。

国交省の場合は、建設の分野で簡易なクリーンルームなどがさまざま使われていると思うし、例えば今のコロナの発熱外来なども一つの応用なわけですね。あるいは、三宅島や桜島などのように、火山灰とずっとつき合っていく住民の方たちは、玄関の風除室みたいなところをそもそもクリーンルームとして整備をしているわけですね。そういうことが、さまざま、やはり、技術というんでしようか、応用が必要だ、そういうのを知恵を出し合って、災害時に避難所にそういうクリーンルームのような場所を確保することを標準装備にしていかなきゃいけないんじゃないかな、こう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○眞鍋政府参考人 クリーンルームについてのお尋ねについてお答え申し上げます。一般的に事務所や住宅の居室とは異なりまして、医療や工業などの現場で空気を高い水準で清浄に保つための部屋として活用されているというものだというふうに思います。

避難所については今内閣府の方からも御答弁がございましたが、このクリーンルームにつきましては、関連する社団法人日本空気清浄協会が原案

作成者となりまして、クリーンルームの設計施工あるいは管理、清浄化などのJIS、日本産業規格が制定されているというふうに承知してございます。

また、この社団法人において、クリーンルームの運転管理指針、清浄化の指針、性能試験の方法の指針、あるいは運転時の管理と清浄化の指針など、さまざまな指針が多数策定されて関係者に提供されているというふうに伺っております。

これに加えて私どもの方で特段の知見を持つ合わせてはおられませんけれども、こうした技術的知見についてお問合せがある場合には、こうした指針やJISについて情報提供させていただきたいというふうに考えてございます。

○高橋(千)委員 国交省にこの質問をしたのは初めてですので、ぜひ検討していただきたいという提案でございます。

やはり、避難所に行きたくても行けない人がいるんだ、でも、自宅が危険だった場合、じゃ、どうしますかという問題があるわけですね。それが必ずしもレアではない、たくさんいらっしゃるんです。私がこの質問をしてから全国からたくさん御相談が寄せられております。ですから、まず技術的なことで検討を始めていただきたい、このように思っております。

最後に大臣に伺いたいと思うんですが、やはり体育館型の避難所というのはできるだけ短期間にとどめて、仮設住宅も、木造仮設のように、一定長期も住めるけれどもその後の応用もきくようなところに転換していく必要があるんじゃないか、その間があく場合に、やはりホテルなどは二次避難だよというふうな形で整えていくのが望ましいかなと思うんですが、そのためにやはり間に立つ国交省が力を発揮してほしいなと思うんですが、一言お願いします。

○土井委員長 赤羽大臣、簡潔にお願いします。

○赤羽国務大臣 私はかねてから、体育館の雑魚寝型の避難所というのは極力短くするべきだということを主張してまいった一人でございします。人

としての尊厳というのをやはり守らなければいけないという思いからでございます。

できるだけ短くするために、平時より、空き家を登録するですとか、賃貸住宅で貸し出してもいいというようなことを掌握するですとか、また、私は、旅館、ホテルも、被災地の旅館、ホテルというのは実質営業ができなくなるので、用意しても結構遠慮する方がたくさんいらっしゃるって余り利用されないんですけれども、これももう堂々と利用してもらおうというのをしつかり進めていって、やはり憲法で守られている最低の福祉というのが災害時でも守られるようにするべきだというふうに思っております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○土井委員長 次に、井上英孝君。

○井上(英)委員 日本維新の会の井上です。

きょうは一般質疑ということで、コロナに関して、コロナ禍による、前回は航空業界について質疑をさせていただきましたけれども、きょうは物流業界に関して質疑をさせていただきますというふうに思います。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために発出された緊急事態宣言から約一カ月半という期間が過ぎました。外出自粛は、休業要請など国民生活に大変な制限が課される中、物流業界にも大きな影響を及ぼしているのではないかと思います。大型商業施設や製造業を始め多くの業種で休業を迫られる中、物流ニーズというのは当然減少し、それによって、収入減による事業環境の悪化が深刻に懸念されるところであります。

一方で、今までも既にドライバー不足が課題となっていました。今般の外出自粛に伴いネット通販が更に増加をして宅配需要の急増というのに追いつかず、配送の遅延だとか一部のサービスの停止ということも起こっているとお聞きをしています。

このように需要が急減しているものもあれば急増している分野もあると思われまますが、新型コロナ

ナウイルス感染症の感染が拡大している中で物流の需要量の動向及び供給側の人材確保などへの影響について、国土交通省としてどのように分析しておられるか、審議官、お答えいただけますか。

○瓦林政府参考人 お答え申し上げます。

物流につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針におきまして、国民の安定的な生活の確保と社会の安定の維持に不可欠なサービスと位置づけられておりまして、継続的かつ安定的にサービスが提供されていく必要があるというふうに考えてございます。

このような観点で見ますと、現時点で国内物流につきましては、国内の航空便の運休から一部の長距離区間の宅配便で遅延等が生じているものの、総じて、おおむね平常時と変わらない水準で荷主や消費者のニーズに対応できているというふうに認識しております。

荷動きや事業者の収支状況で見ますと、まず、宅配便につきましては、外出が自粛される中で通販需要等が拡大しておりまして、例えば四月の取扱量が前年同月比で一三％ふえた事業者もあるなど、増加傾向が続いているというふうに把握してございます。

それから、国内の企業間、産業物流でございます。

企業間の物流につきましては、工場などでの生産活動などの状況を反映しまして、素材や部品等の需要が減少し、海外からの原材料等の輸入も減少していることから、低調な荷動きとなっていると承知しております。

このため、多くのトラック事業者や内航海運事業者におきまして、二月以降は運送収入が前年の同時期を下回っている状況となっております。

また一方、国際物流でございます。

国際物流につきましては、我が国の貿易総額が四月上中旬では対前年比で一八・三％減少して、特に欧米発着貨物で輸送量が大きく減少するなど、全体の傾向として低調な荷動きが続いている

というふうに承知しております。

このように、業種による濃淡はございますものの、企業間の物流を担う事業者を中心に、物流業界の収支状況は全般的に悪化傾向にあるというふうに認識しております。

○井上(英)委員 先ほど言われる企業間、BツーB、ビジネス・ツー・ビジネスと言われるのはちよつとやはり減つておると。カスタマー、BツーCに関しては、国内においては増加傾向にあるということでもあります。

貨物便に関しても、一般旅客では運べないような部分があるので多分いろいろな乱れが出ているという答弁だったと思うんですけども、総体的にはやはりまだまだ、一八％余りの削減だということでもあります。

外出自粛や休業など国民の努力と成果もあつて、新型コロナウイルスの新規感染者数というのはいささか減少してきたようにやはり感じています。残念ながら、これで新型コロナウイルスというのが完全に消滅するとはやはり考えにくく、恐らく皆さん考えていると思いますし、長期戦を覚悟しなければならぬと総理も発言されています。影響が長期化するということを想定した対応というのが求められると考えます。

今後、新型コロナウイルスが収束するまでの物流事業の事業環境と、そしてまた人材確保ですね、先ほど言われた、減つているところは人材確保を多分雇用調整金などで補つていこうというふうに思つておられるのか、また、物流事業の継続のために具体的にどのような支援を講じるおつもりか、審議官、お答えいただけますでしょうか。

○瓦林政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルスによる影響が続く間、宅配便につきましては、先ほど申しました通販需要等による荷動きの増加が予想されておりまして、委員御指摘のBツーB、企業間物流などを担

う多くの物流事業者におきましては、貿易でありますとか生産活動の影響などで低調な荷動きがもし続く場合には収支への悪影響が見込まれるというふうに想定してございます。

国民生活に不可欠な物流を維持するためには、物流事業者の安定的な事業継続が何よりも重要で

ございます。このため、物流業界におきましても、セーフティネット貸付け等の政府系金融機関による資金繰り支援、あるいは、委員御指摘の雇用調整助成金の拡大措置を最大限活用していただけるよう、私も国土交通省におきましても働きかけや調整を行つてございます。

実際の活用状況でございます。

これにつきましては、例えば国土交通省がトラック事業者を対象に行つた調査によりまして、四月末の時点で約六割の事業者が雇用調整助成金を活用中又は活用を検討中であり、また、約五割が資金繰り支援を活用中又は活用を検討中であるというふうに承知しております。

引き続き、物流業界の動向をきめ細かく把握しながら、物流機能の維持のため適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○井上(英)委員 ぜひお願いをしたいと思ひます。

今はちよつと我慢の時期なので、いろいろな大変さもありますし、当然、融資等もしつかりとやつていただいて、さらにはそういった雇用調整助成金を使って何とか補つていただいて、また回復をしたときに雇用も含めて維持していけるようにお願いをしたいと思ひます。

次に、配達員の感染防止についてお伺いしたいと思ひますけれども、宅配需要の急増等、人手不足のほか、現場を更に脅かしているのはやはり新型コロナウイルスの感染リスクだということふうに思ひます。

本年三月以降、従業員の感染が確認された物流会社は、セールズドライバー四人が感染した大手の会社始め二十社を超えています。中でも四十万人の従業員を抱える日本郵便では、三月から四月

にかけて、十四都道府県、二十一カ所の郵便局で三十五人の感染者が出られたと。感染者の勤務していた事業所は一時閉鎖しなければならず、郵便物が滞留したというふうにお聞きをしております。

また、運送会社でも、外出自粛で配送量がふえたことに加えて、感染予防のため出社する社員の人数を減らすなどの対策をとった結果、先ほど冒頭も言いましたけれども、荷物が指定した日付や時間帯に届かないと苦情や問合せが急増した、受取方法についても配慮しているが、ちゃんと消毒をしているのかといきなり除菌スプレーを吹きかけられるという事例もあつたというふうにお聞きをしております。

物流は社会にとつて重要な仕事であります。不要不急の外出の自粛が要請される中、物流は社会にとつて命綱と言つても過言ではなく、また、顧客との対面機会も多いことから、物流事業者の感染防止に努めるということは極めて重要なことであるというふうに思ひます。

国土交通省は、運送事業者に対して、体調確認やマスク着用、手洗い励行など予防策を徹底するよう要請しているというふうにお聞きをしておりますけれども、事業者はマスクや消毒液など感染防止に必要な物資を十分に、根本的に確保できているのかどうか。全日本トラック協会からも、マスクなどの優先的な配付というのを要望されていると思ひます。

恐らく、いろいろな業界の皆さんがやはり要望もされているかと思ひます。その中で、政府を含めて医療従事者ということがまず中心になつていられるかと思うので、その辺はなかなか大変だということには思ひますけれども、これらの物資の確保を含めて、国土交通省としてどのように取り組んでいるか、局長、答えていただけますでしょうか。

○一見政府参考人 お答え申し上げます。

トラック事業は社会にとつてエッセンシャルなサービスでございます。これをやはり継続をする

ということが非常に重要でございまして、緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針におきましても、社会の安定の維持のために不可欠なサービスを提供するという事業の継続を私どもからも要請をしております。

一月三十日に、委員御指摘のように、私どもから要請をしております、手洗いでありましてとかあるいはマスクをする、これもお願いしているところでございますが、おっしゃるようにはマスクが少なくなっております。宅配では対面で利用者と接触する機会も多いために、現場のドライバーにとつて、マスクの着用、感染防止を徹底することが必要でございします。

国交省としましては、厚労省や経産省から連絡を受けましたマスクや消毒液のメーカーを物流事業者で紹介をしまして、マスクでいいますと約二十五万枚、全体からすると少ない量ではございすけれども、これが購入されたということも聞いておりますし、また、消毒液については、四・五リットルの消毒液、千六百本を宅配の事業者の方が購入されたということも聞いております。

これからも、必要に応じまして、全日本トラック協会とも調整をしながら、こういつたこともやっていきたいと思っております。

加えまして、全日本トラック協会が五月の十四日にガイドラインを作成をいたしております。そのガイドラインを作成する際に、私どもとしても必要な助言などを行ってきたところでございします。

大臣が二月にタクシー会社を訪問いたしましたので、そこでマスクの必要性ということで、大臣からの指示を受けまして、バス、タクシーにマスクを提供してきまして、トラックも引き続きしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○井上(英)委員 ぜび、局長、よろしくお願いいたします。

先ほども言いましたように、心ない対応をされたりして非常に気の毒な配達員の方もたくさんお

られるので、あつてはならないことだと改めて申し上げたいと思ひます。

その中で、物理的に、やはり物が足りなければ大変現場の皆さんもお困りになられるので、もちろんサービスが限られていいますので大変だとは思ひますけれども、国交省、自動車局長、よろしくお願いいたします。

対面接触機会を減らすための取組というのを伺いをしたいと思ひます。

ドライバーなどの感染防止策として、顧客との対面での接触機会を減らす取組というのやはり一方で重要なのかなと思ひます。

その一つの方策として、やはり、宅配ボックスの普及、これは一次補正でもたしか入れられていると思うんですけれども、重要ではないかなというふうに思ひます。

国交省は、従来から、ドライバーの人材不足への対応策や環境対策としても、仮に外出を自粛して在宅にいても、対面せず荷物を受け取れるように、宅配ボックスを活用することは有効ではないかと考えます。

しかしながら、宅配ボックスは、建築年数の浅いといひますか、まだ新しいマンションなどでは一定程度普及しているものの、やはり、築年数が重なる古いもの、それからまた、一戸建て住宅にはなかなか設置をされていないという現状があります。

最近では、置き配という、置いてある荷物を盗難するというような問題もあつて、それもまた対応が必要だとは思ひますが、それとまた対応が、普及が進まない原因をどのように分析して、今後どのように、宅配ボックスも含めて、状況を打開していくおつもりなのか、御法川副大臣、お答えいただけますでしょうか。

○御法川副大臣 今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴ひまして、先ほどから井上先生御指摘でありますBツリーCでございすけれども、通販による宅配需要が増加する一方で、これも今お

話がございました感染リスクを抑えるために、非対面、非接触型の配送形態である宅配ボックスの活用、あるいは、いわゆる置き配等に対するニーズが非常に高まってきたでございします。

国交省では、先般の緊急経済対策におきまして、公営住宅、UR賃貸住宅における宅配ボックスの設置に際して、築年数にかかわらず社会資本整備総合交付金の支援対象とするなどの措置をするとともに、ICTを活用した宅配ロッカーに関する実証実験を実施することとしたしております。

また、本年三月には、通販の消費者に置き配を安心して利用していただくためのガイドラインの策定、公表をいたしまして、宅配事業者や通販事業者に活用していただいているところでございします。

今後、このような支援策を効果的に活用しつつ、先進的な事例を宅配事業者、通販事業者等と共有しながら、宅配ボックス、置き配等の普及促進を進めてまいりたいというふうに考えてございします。

○井上(英)委員 副大臣、ぜびよろしくお願ひしたいと思ひます。

宅配ボックスはやはりいいと思うんですね。女性の例えはひとり暮らしの方で怖さを感じるような方もおられるでしょうし、極力人を避けたいと思つておられる方もおられるし、また今のこういう時期ですから、ぜび進んでいくように、大臣、副大臣、よろしくお願ひをしたいと思いますように思ひます。

物流事業者への職業差別等への問題について大臣にちよつとお伺いをしたいんですけれども、先月十四日の大臣記者会見で、愛媛県の小中学校で、新型コロナウイルスの感染が拡大する地域を物流の仕事で行き来した保護者がいる家庭に対して、健康状態に問題がないのに子供に自宅待機を求めたという問題があります。

大臣は、健康状態に問題がないにもかかわらず自宅待機を求めたことは極めて遺憾だといふ

に力強くおっしゃつていただきました。同じような問題がほかの学校現場でも起こることをやはり防ぐために、文部科学省に対してしっかりとそういったことがないようにという申入れを行うといふふうにそのときに表明をされておられましたけれども、申入れをされたのか、そしてその後の状況について、大臣、お答えいただけますでしょうか。

○赤羽国務大臣 愛媛県の事案は、決してあつてはならないことだといふふうに強く思つております。特に小学校の入学式という大変大きなイベントであつたにもかかわらず、親がトラックドライバーだというのは極めて不適切ですし、私は、教育現場であれば、そうした国民の暮らしまた経済を支えている物流に携わる従業員の皆様のこととさといふか、とうとう真獻の仕方を教えることが私は教育の場であつてはしなかったんだけれども、真逆のことを行つたといふことで、同日、文科省に対してそうしたことの再発の防止と徹底を申し入れました。

文科省から、まず、愛媛県の教育委員会に対して再発防止の徹底を指導するとともに、全国の教育委員会に偏見や差別の防止の徹底を行うための通知を発出し、その周知徹底を図つた旨の連絡を受けたところでございします。

これだけにとどまらずさまざまな、医療関係者だけではなくて、最初に武漢から戻つてきたチャーター便、着いたわけですが、そこから宿泊施設にバス事業者が献身的に協力していただきたが、そのバス事業者に対しても相当風評被害的な嫌がらせがあつたというの残念ながら事実でございします。そうしたことが解消できるように国交省として何ができるか、少しづつやらせていただいておりますし、ホームページのトップにも私からの感謝の言葉も述べさせていただきましたが、これにとどまらず、引き続き、本当に献身的にやっていたいただいている方が気持ちよく国民の皆様のために働いていただけるよ

うな環境をつくるのが私たちの責務だと思つて取り組んでいきたいと思つております。

○井上英委員 そのとおりだと思いますので、ぜひ大臣にお願いしたいと思ひますし、今の御答弁では、文科省を含めて周知徹底がちょっと足りなかったのかとこの案件については思ふんですけれども、それを更に、周知徹底を改めてくれたというふうにもお聞きを今いたしましたので、今後そういう問題が起きないように、先ほど大臣も触れられた医療従事者だとかそれから保育従事者だとかいった方にそういった声がやはり聞こえてきます、ですから、そういうことはやはり我々としてしっかりと防いでいけるようにしていかなくてはならないと思ひますし、また、国土交通省として所管の事業でそういうことが起きないようにぜひお願いをしたいと思ひます。

最後に、大臣にお聞きしたいんですけれども、先月、全国に点在するガソリンスタンドのシャワールームが、サービスイリアンにある、コロナ感染防止のため利用を一時休止されるというようなことが相次いだ。大臣は、先月、四月二十一日の大記者会見で、高速道路運営会社に対して、ゴールデンウィーク期間中のサービスイリアとパーキングエリアの飲食、物販コーナーの営業自粛を要請する一方、物流に支障が生じないために、ガソリンスタンドやシャワー室などは通常どおり営業するように求めたというふうにお聞きをしています。

そういうかきもあつて徐々に営業を再開しているようですが、やはり、日常の生活に欠かすことができない物流のトラックドライバーを始めとした従事者に対する配慮に欠けているというのが浮き彫りになったというふうにも思ひます。ガソリンスタンドにとつても、シャワールームの一時利用というのは苦渋の決断だったというふうには想像できませんけれども、トラックドライバーたちのいろいろな生活環境だと労働環境を考えると、やはりあつてはならないかなというふうにも思ひます。

そういった、コロナの感染を恐れる余りドライバーへの職業差別というのがなされたり衛生環境の悪化などが生じたりしないように、国民の理解が深まるように、大臣としてどのような取組をお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○土井委員長 赤羽大臣、簡潔にお願いします。

○赤羽国務大臣 シャワーの問題は、ちょっと私の記憶では、ガソリンスタンドの附属のシャワー施設がクローズになっていることがあつて困つた、そうしたことを聞いておりましたので、ゴールデンウィーク期間中の高速道路のサービスイリア、パーキングエリアの営業自粛については、シャワーだけは必ずあけるようにということで、高速道路じゅうのシャワー施設は全てあいていたというふうには承知をしております。

いずれにしても、先ほど申し上げたとおり、同じでございますが、やはり、汗をかきながら、現場ですけれども、我々がちゃんとした食事ができて必要なものが届くというのは、そうした人たちが額に汗して仕事をしていたにいてるからだということを発信できるように、しっかりと取り組んでいきたいと思つております。

○井上英委員 どうもありがとうございます。

○土井委員長 次に、伊藤渉君。

○伊藤渉委員 公明党の伊藤渉です。

本日最後の質疑者になりますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、お忙しい中お越しをいただいております経産省官本政務官にお伺ひをしたいと思います。家賃問題のことです。

今、与党からの要請等も受けて政府内で議論されていることですが、不要不急の外出の自粛、飲食店での営業自粛や時短営業の要請などで、外食産業を始めとして、サービスイリア全般、このダメージは甚大であります。当然のことながら、関係雇用者数も多く、今議論されている家賃補助という議論は、こうした状況における一条の光として関係者は見守つておられます。

その中で、我々、現場でお聞きする声の一つは、家賃は各店舗ごとに発生する固定費なものですから、ぜひ、事業者単位ということでではなく、各店舗単位で何らかの補助、支援が行われるような制度を検討していただけないだろうか、これはさまざまなところから皆さんのところにも届いているのではないかと思います。

現在、いよいよ固まつていく過程かと思ひますけれども、制度設計において、店舗単位での何らかの補助、支援が行われるように考慮をいただきたいということをお願いを申し上げたくて、きょうはわざわざ官本政務官にお越しをいただいたお礼です、ぜひとも御答弁をよろしくお願ひいたします。

○宮本大臣政務官 伊藤委員の御質問また御意見に対してお答えをしたいと思います。

今般、コロナ禍という、まさに戦後最大規模の危機に瀕しております。想定もなかったような苦境に立たされている事業者、ことをしっかりと支える、つなげられる事業をすすにつなげるために、今、経済産業省は、さまざまな政策を講じてきたところでございます。

特に、委員御指摘の、例えば、自粛要請や大幅な活動抑制によつて通常の営業がままならない、また休業を余儀なくされている、そういった飲食店やサービスイリアまたテナント事業者に関しましては、今、固定費というものが経営に大きくのしかかり、特に家賃というものが大きな負担になっている、このことは認識をしているところでございます。

五月一日に、そういった家賃も含めて、使途の制限のない持続化給付金というものもスタートをさせていただきましたし、また、これまで政府系金融機関のみだった実質無利子無担保融資、これも、十分な据置期間、元本据置きも設けた上で、初めて民間金融機関にも窓口を広げ、特に強力にこういった支援策を実施をしているところでございます。

これらによりまして、当然、家賃の負担がそれ

ぞれの事業者にとつて軽減されるように、今は、用意をさせていただいたものを迅速かつ着実に実行するべく、努力をさせていただいてるところでございます。

その上で、この家賃支援に関しましては、先日総理の方から御指示がありましたので、店舗単位の支援という伊藤委員の御意見も踏まえて、多様な事業者の声をしっかりと伺ひながら、支援策の具現化に向けてこれから検討を進めていく、その途中でございます。

当然、与野党で御議論をいただいている状況も踏まえまして、必要な対策を着実に実施できるように、二次補正予算の編成に当たつてもしっかりと対応をしてまいりたいと思ひます。

○伊藤渉委員 現段階で本当にぎりぎりの御答弁をいただきました、ありがとうございます。

何と云つても、緊急事態宣言、各地で解除され始めておりますけれども、当然のことながら、新型コロナウイルスとの戦いはまだその途上でありまして、感染拡大防止を行ひながら経済活動を再開していくという、非常に難しい局面であります。よつて、事業者の皆さんにとつても急激に状況が好転していくということはなかなか想像しづらい環境下において、我々政治として政府の後押しがそうした一人一人の事業者にとつても大変大きな励みになると思ひますので、最後、政策を固めていく段階におきまして、皆様の声が少しでも形になるように御努力いただきたいと心からお願ひを申し上げる次第です。

ありがとうございます。政務官への御質問はこの一問のみになりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。御退席いただいて結構でございます。

では、続きまして赤羽国土交通大臣に、やはり所管の関係事業者の皆様の声をお届けをさせていただきたいと思ひます。特に、公共交通に対する雇用調整助成金及び地方創生臨時交付金のさらなる活用についてお願ひをさせていただきたいと思ひます。

五月一日に拡充が公表され、休業手当の一〇〇%を助成されるというふうになっておりますけれども、これも、あくまでも要請により休業等を求められた事業者に限られております。

引き続き、現時点でもこの首都圏を中心に外出自粛が要請されている状況の中で、公共交通として、外出は自粛しないと言われているタクシーあるいは路線バス等の公共交通機関、これは大変難しいかじ取りを要請されているわけで、こうした公共交通へもこの休業手当の一〇〇%の適用を検討すべきではないか、これが一点目。

二点目が、雇用調整助成金は、実際に助成される金額の計算が複雑であるというところは再三指摘をされております。例えば、既に小さい事業者を対象には始まっていると承知をしておりますけれども、支払った休業手当額の九〇%を助成をするなど、一層の申請手続の簡素化、給付の迅速化、これも検討すべきではないかというのが二点目。

そして、さらに三点目は、今申し上げた公共交通を支えているタクシーや路線バスを営む事業者からは、やはり公共交通ですから走らせなきゃいけないと。この間、実際に路線バスを運行する会社の方にお伺いをする、そうはいっても、お客様は少ないので減便をした、しかし、減便をすると、その乗っていたバスが三密になるリスクがあつて、お客様から苦情をいただいた、これが現場の声でありました。つまり、従業員に休みをとらせることにも制限があるということでもあります。

そういう意味では、既に準備をされております地方創生臨時交付金、これを活用して、こうした公共交通を担う事業者へ、これも今、既に使えるようになっていんですけれども、積極的に支援をするように自治体へさらなる周知をすべきではないか。

この点について、国交省として、経産省、厚労省等関係省庁とよく協議をお願いしたいと思っておりますけれども、大臣の御答弁をお願いいたします。

○赤羽国務大臣 公共交通機関を担っていただいておりますバス、タクシー等々の事業は、やはり新型コロナウイルス感染症対策のこういう状況であつても基本的対処方針においては事業の継続が求められる、大変重要な責務が与えられていると思っております。

他方、そうした業をやっている方たちは、特に地方部に行けば行くほど、中小企業とか小規模なところでありながら、たくさん多くの雇用を抱えている。本当に経営も厳しいし、しかし、それであるが責任は大きい、大変難しい状況だというのは伊藤委員の御指摘のとおりだと思っております。

国交省が毎月やっております状況調査でも、四月末の時点では、バス事業者とタクシー事業者で雇用調整助成金を活用しているとか活用に向けて準備を進めているという方たちは、両業界とも約九割の方たちがそうしたことを希望しているという数字として明らかでございます。

ただ、なかなか、支給額が少ないとかその手続が面倒だといった話もございまして、支給額がまず全体で八千幾らかのを一万五千元程度にするというのを第二次補正に向けてやっていると承知をしております、この手続の簡便化につきましては、先ほども答弁しましたが、観光庁で、わかりやすい雇用調整助成金の申請の仕方という動画をつくりましたので、これは別に観光業界だけで独占するわけじゃございませんので、あらゆるところに使っていただければというふうにも思っております。

加えて、一〇〇%の補助率の対象じゃない現状をどうするか。私もつらつら考えて、休業要請の対象であつたところが一〇〇%であつて、本来ならそうした事業規模なんだけれども、実は、公共交通という、使命と責任があるということで休業要請の対象から外れているタクシー、バス事業者などが一〇〇%から外れているというのは、私自身はちよつと腑に落ちない。やはりそれは何とかしなければいけないのではないかとこのように

思っておりますし、政府部内でもしっかりと検討を進めて、ここは何としても決着をつけるという思いで取り組んでいきたい、こう考えております。

加えて、地方創生の臨時交付金につきまして、ここにも出ておりますが、その活用事例集というのがあります、その中に、御承知だと思いますが、公共交通、バス、鉄道、旅客船、航空等の応援事業というのがありますし、もう少し規模が大きい形だと思いますが、地域公共交通機関の高度化支援事業というのも入っております、こうしたことも各地方自治体で使えるような仕組みとなっております。

今、国交省、担当のところから全国の地方運輸局を通して、こうしたものが支援として可能性があるからということでしたら周知徹底もさせていただいておりますので、大変長引く状況の中で、大変御苦労していただきながら、かつ休業も許されない公共交通機関のバス、タクシー事業者を始め、皆さんの本当に具体的な支援につながるようなことを、知恵と汗をかいてしっかりと万全の対策をとりたい、こう決意をしているところでございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。今の大臣の一言一言が、本当に事業者の皆さんが、頑張ろう、そういう力になると思っていますので、私も心から御礼を申し上げ、引き続きの御奮闘をよろしくお願いしたいと思います。

時間の関係で最後になろうかと思いますが、公共工事の進捗状況等について御質問いたします。

新型コロナウイルスが建設工事そのものにも大きな影響を与えていることが報道されております。本年四月十六日、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大したことを受けて、国直轄の公共工事や業務を一時中止するなどの申出がふえております。

国交省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた国直轄の公共工事と業務における一時中止などの申出状況を明らかにしております。

す。それによりまして、緊急事態宣言の全国拡大後となる四月二十三日時点で、国が直轄する公共工事の全件数約七千件のうち、全体の約四%に相当する約二百五十件で一時中止の申出がありました。一方、国が直轄する公共業務は、全件約五千五百件のうち、全体の約一六%に当たる約八百七十件で一時中止の申出が確認されたことと報道で承知をしております。

また、国交省は、公共工事や業務の一時中止措置をとる場合、受発注者間で協議をすることを求めている、工事の継続又は再開に当たっては、感染拡大を防止する対策の徹底も要望をしております。

そこで、確認をしておきたいんですけれども、まず、この建設作業従事者においても、雇用契約があれば、当然ですが雇用調整助成金の支給対象になること、また、もう一つは、一人親方という人たちがいますので、つまり一人親方ということも雇用契約じゃなくて請負になりますから、請負であれば持続化給付金の給付対象になる、そういう理解でよいのかということの確認が一つ。

もう一つは、私もペンキ屋の息子なので、この業界の慣例がわかるというか、なかなか、雇用契約書や請負契約書が書面で一々存在するかと言われると、結構難しいところが多分あります。そうすると、実際に応じた柔軟な支援策ということを考えてあげないと手が届かないと思います、現場まで。そういった柔軟な支援策ということも、国交省として、厚労省とよく協議をしながら進めていただきたい。

現場を守ってあげてさしあげたいと思っておりますけれども、御答弁をお願いいたします。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。まず、対象になるかという御質問についてでございます。

建設技能者が建設業者に雇用されまして、そして雇用保険被保険者となれば、その方を雇用する建設業者は、一定の支給要件を満たした場合ですけれども、雇用調整助成金制度を活用できるという

うふうに承知をしてございます。

また、一人親方も、御指摘のように個人事業主というところでございますので、これは、いわゆる確定申告書上の事業収入をもって前年の売上上げを把握しているという場合には持続化給付金の対象になると承知をしてございます。

いずれも支援の対象となることにつきまして、建設業の事業者団体に対して国土交通省から通知をいたしまして、周知を図っているところでございます。

それからもう一点、柔軟な支援策をというお話でございました。

まず、書面契約でなくて仮に口頭による契約であったとしても、例えば雇調金の対象になるか否かということは、雇用の実態に即して判断されるというふうに承知をしてございます。

私もといたしまして、この新型コロナウィルス感染症の影響によりまして、建設工事の中止あるいは延期、こういったことで事業者、一人親方を含む技能労働者が苦しい立場に立たされていることについて、先行きも含めて懸念をしているところでございます。

現在、建設業界で活用できる支援策を私どもの方でも取りまとめまして、事業者団体を通じて周知を図っているところではございますが、引き続き、御指摘の支援、こういったものも含めまして、現場の状況の把握に努めながら、関係省庁と連携を図り、対応してまいりたいと考えてございます。

○伊藤(渉)委員 ぜひともよろしく願いをいたします。

池田道路局長には、お忙しい中お越しいただきましたけれども、ちょっと時間が切れてしまいました。またの機会にさせていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○土井委員長 次に、内閣提出、賃貸住宅の管理

業務等の適正化に関する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣赤羽一嘉君。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○赤羽国務大臣 ただいま議題となりました賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

賃貸住宅は、単身世帯、外国人居住者の増加や賃貸住宅志向の高まり等を背景に、今後も国民の生活の基盤としての重要性が一層増大していくと想定されております。

一方、賃貸住宅の管理については、従前はオーナーみずから実施するケースが中心であったところですが、近年、オーナーの高齢化や相続等に伴う兼業化の進展、管理内容の高度化等に伴い、維持保全や家賃等の管理を行う管理業務を専門とする事業者が委託するケースが大幅に増加しております。

しかしながら、賃貸住宅の管理をめぐり、オーナーが管理業務の具体的な実施状況を把握できないことなどに起因する事業者とオーナーとの間のトラブルが増加しているほか、第三者への転貸を行う事業者が住宅を貸し出すことで賃貸住宅経営そのものを事業者が一任できるサブリース方式において、家賃保証等の契約条件をオーナーに誤認させて賃貸借契約を締結する悪質事業者によるトラブルが社会問題化しているところであります。

これを踏まえ、事業者による賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保するとともに、サブリース方式においてオーナーと事業者が締結する特定賃貸借契約の適正化を図ることが急務となっております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申

し上げます。

第一に、賃貸住宅のオーナーである賃貸人から委託を受けて管理業務を行う賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設けるとともに、事業実施に当たって、業務管理者の選任、賃貸人に対する契約締結前の契約内容に係る書面交付及び説明等を義務づけることとしております。

第二に、オーナーとサブリース業者が締結する特定賃貸借契約の適正化のため、サブリース業者及び当該業者と組んでサブリース方式での賃貸住宅経営の勧誘を行う者による誇大広告、不当な勧誘行為等を禁止するとともに、特定賃貸借契約締結前の契約内容に係る書面交付及び説明等を義務づけることとしております。

これらの措置を講じ、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図ることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をどうかよろしくお願い申し上げます。

○土井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 賃貸住宅管理業
- 第一節 登録(第三条―第九条)
- 第二節 業務(第十条―第二十一条)

第三節 監督(第二十二條―第二十七條)

- 第三章 特定賃貸借契約の適正化のための措置等(第二十八條―第三十六條)
- 第四章 雑則(第三十七條―第四十条)
- 第五章 罰則(第四十一条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、賃貸住宅の入居者の居住の安定の確保及び賃貸住宅の賃貸に係る事業の公正かつ円滑な実施を図るため、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保するとともに、特定賃貸借契約の適正化のための措置等を講ずることにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「賃貸住宅」とは、賃貸の用に供する住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。次項第一号において同じ。)をいう。ただし、人の生活の本拠として使用する目的以外の目的に供されていると認められるものとして国土交通省令で定めるものを除く。

2 この法律において「賃貸住宅管理業」とは、賃貸住宅の賃貸人から委託を受けて、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行う事業をいう。

- 一 当該委託に係る賃貸住宅の維持保全(住宅の居室及びその他の部分について、点検、清掃その他の維持を行い、及び必要な修繕を行うこと)をいう。以下同じ。
- 二 賃貸住宅の賃貸人のために当該維持保全に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務を含む。

二 当該賃貸住宅に係る家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理を行う業務（前号に掲げる業務と併せて行うものに限る。） 3 この法律において「賃貸住宅管理業者」とは、次条第一項の登録を受けて賃貸住宅管理業務を営む者をいう。 4 この法律において「特定賃貸借契約」とは、賃貸住宅の賃貸借契約（賃借人が人的関係、資本関係その他の関係において賃借人と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であるものを除く。）であつて、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結されるものをいう。 5 この法律において「特定転貸事業者」とは、特定賃貸借契約に基づき賃借した賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営む者をいう。	実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。 （登録の申請） 第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その役員の氏名 三 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名） 四 営業所又は事務所の名称及び所在地 2 前項の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。	一 心身の故障により賃貸住宅管理業務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。） 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。） 六 賃貸住宅管理業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者として国土交通省令で定めるもの 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの 八 法人であつて、その役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者 十 賃貸住宅管理業務を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者 十一 営業所又は事務所に第十二条の規定による業務管理者を確実に選任すると認められない者	否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。 （変更の届出） 第七条 賃貸住宅管理業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第七号又は第八号に該当する場合を除き、当該事項を賃貸住宅管理業者登録簿に登録しなければならない。 3 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。 （賃貸住宅管理業者登録簿の閲覧） 第八条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。 （廃業等の届出） 第九条 賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、国土交通省令で定めるところにより、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 一 賃貸住宅管理業者である個人が死亡したとき 二 賃貸住宅管理業者である法人が合併により消滅したとき 三 賃貸住宅管理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき 四 賃貸住宅管理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 五 賃貸住宅管理業務を廃止したとき 六 賃貸住宅管理業者であつた個人又は賃貸住宅管理業者であつた法人を代表する役員 七 賃貸住宅管理業者が前項各号のいずれかに該
二 当該賃貸住宅に係る家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理を行う業務（前号に掲げる業務と併せて行うものに限る。） 3 この法律において「賃貸住宅管理業者」とは、次条第一項の登録を受けて賃貸住宅管理業務を営む者をいう。 4 この法律において「特定賃貸借契約」とは、賃貸住宅の賃貸借契約（賃借人が人的関係、資本関係その他の関係において賃借人と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であるものを除く。）であつて、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結されるものをいう。 5 この法律において「特定転貸事業者」とは、特定賃貸借契約に基づき賃借した賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営む者をいう。	（登録の実施） 第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を賃貸住宅管理業者登録簿に登録しなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。 （登録の拒否） 第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。） 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。） 六 賃貸住宅管理業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者として国土交通省令で定めるもの 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの 八 法人であつて、その役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者 十 賃貸住宅管理業務を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者 十一 営業所又は事務所に第十二条の規定による業務管理者を確実に選任すると認められない者	否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。 （変更の届出） 第七条 賃貸住宅管理業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第七号又は第八号に該当する場合を除き、当該事項を賃貸住宅管理業者登録簿に登録しなければならない。 3 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。 （賃貸住宅管理業者登録簿の閲覧） 第八条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。 （廃業等の届出） 第九条 賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、国土交通省令で定めるところにより、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 一 賃貸住宅管理業者である個人が死亡したとき 二 賃貸住宅管理業者である法人が合併により消滅したとき 三 賃貸住宅管理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき 四 賃貸住宅管理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 五 賃貸住宅管理業務を廃止したとき 六 賃貸住宅管理業者であつた個人又は賃貸住宅管理業者であつた法人を代表する役員 七 賃貸住宅管理業者が前項各号のいずれかに該

当することとなつたときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

第二節 業務

(業務処理の原則)

第十条 賃貸住宅管理業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十一条 賃貸住宅管理業者は、自己の名義をもつて、他人に賃貸住宅管理業を営ませてはならない。

(業務管理者の選任)

第十二条 賃貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、一人以上の第四項の規定に適合する者(以下「業務管理者」という。)を選任して、当該営業所又は事務所における業務に関し、管理受託契約(管理業務の委託を受けることを内容とする契約をいう。以下同じ。)の内容の明確性、管理業務として行う賃貸住宅の維持保全の実施方法の妥当性その他の賃貸住宅の入居者の居住の安定及び賃貸住宅の賃貸に係る事業の円滑な実施を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2 賃貸住宅管理業者は、その営業所若しくは事務所の業務管理者として選任した者の全てが第六条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに業務管理者を選任するまでの間は、その営業所又は事務所において管理受託契約を締結してはならない。

3 業務管理者は、他の営業所又は事務所の業務管理者となることができない。

4 業務管理者は、第六条第一項第一号から第七号までのいずれにも該当しない者で、賃貸住宅管理業者の営業所又は事務所における業務に関し第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有する者として賃貸住宅管理業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備えるものでなければならない。

(管理受託契約の締結前の書面の交付)

第十三条 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結しようとするときは、管理業務を委託しようとする賃貸住宅の賃貸人(賃貸住宅管理業者である者その他の管理業務に係る専門的知識及び経験を有する者と認められる者として国土交通省令で定めるものを除く。)に対し、当該管理受託契約を締結するまでに、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

2 賃貸住宅管理業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、管理業務を委託しようとする賃貸住宅の賃貸人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。第三十条第二項において同じ。)により提供することができ、この場合において、当該賃貸住宅管理業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(管理受託契約の締結時の書面の交付)

第十四条 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結したときは、管理業務を委託する賃貸住宅の賃貸人(以下「委託者」という。)に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 管理業務の対象となる賃貸住宅
 - 二 管理業務の実施方法
 - 三 契約期間に関する事項
 - 四 報酬に関する事項
 - 五 契約の更新又は解除に関する定めがあるときは、その内容
 - 六 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
- (管理業務の再委託の禁止)
- 第十五条 賃貸住宅管理業者は、委託者から委託を受けた管理業務の全部を他の者に對し、再委託してはならない。

託してはならない。

(分別管理)

第十六条 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約に基づく管理業務(第二条第二項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)において受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭を、整然と管理する方法として国土交通省令で定める方法により、自己の固有財産及び他の管理受託契約に基づく管理業務において受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭と分別して管理しなければならない。

(証明書の携帯等)

第十七条 賃貸住宅管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければならない。その者をその業務に従事させてはならない。

2 賃貸住宅管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、委託者その他の関係者から請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十八条 賃貸住宅管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え付け、委託者ごとに管理受託契約について契約年月日その他の国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(標識の掲示)

第十九条 賃貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

(委託者への定期報告)

第二十条 賃貸住宅管理業者は、管理業務の実施状況その他の国土交通省令で定める事項について、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、委託者に報告しなければならない。

第二十一条 賃貸住宅管理業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。賃貸住宅管理業を営まなくなつた後においても、同様とする。

2 賃貸住宅管理業者の代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、賃貸住宅管理業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。賃貸住宅管理業者の代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

第三節 監督

(業務改善命令)

第二十二条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、賃貸住宅管理業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十三条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。
 - 二 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。
 - 三 その営む賃貸住宅管理業に関し法令又は前条若しくはこの項の規定による命令又は前条若しくはこの項の規定による命令に違反したとき。
- 2 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が登録を受けてから一年以上に業務を開始せず、又は引き続き一年以上業務を行っていないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。
- 3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による処分をした場合について準用する。
- (登録の抹消)

第二十四条 国土交通大臣は、第三条第二項若しくは第九条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分等の公告）

第二十五条 国土交通大臣は、第二十三条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十六条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、賃貸住宅管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、賃貸住宅管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（登録の取消し等に伴う業務の終了）

第二十七条 第三条第二項の登録の更新をしなかつたとき、第九条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録が取り消されたときは、当該登録に係る賃貸住宅管理業者であつた者又はその一般承継人は、当該賃貸住宅管理業者が締結した管理受託契約に基づく業務を終了する目的の範囲内においては、なお賃貸住宅管理業者とみなす。

第三章 特定賃貸借契約の適正化のための措置等

（誇大広告等の禁止）

第二十八条 特定転貸事業者又は勧誘者（特定転

第一類第十号 国土交通委員会議録第十三号

貸事業者が特定賃貸借契約の締結についての勧誘を行わせる者をいう。以下同じ。）（以下「特定転貸事業者等」という。）は、第二条第五項に規定する事業に係る特定賃貸借契約の条件について広告をするときは、特定賃貸借契約に基づき特定転貸事業者が支払うべき家賃、賃貸住宅の維持保全の実施方法、特定賃貸借契約の解除に関する事項その他の国土交通省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（不当な勧誘等の禁止）

第二十九条 特定転貸事業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定賃貸借契約の締結の勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、特定賃貸借契約の相手方又は相手方となろうとする者に對し、当該特定賃貸借契約に関する事項であつて特定賃貸借契約の相手方又は相手方となろうとする者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

二 前号に掲げるもののほか、特定賃貸借契約に関する行為であつて、特定賃貸借契約の相手方又は相手方となろうとする者の保護に欠けるものとして国土交通省令で定めるもの（特定賃貸借契約の締結前の書面の交付）

第三十条 特定転貸事業者は、特定賃貸借契約を締結しようとするときは、特定賃貸借契約の相手方となろうとする者（特定転貸事業者である者その他の特定賃貸借契約に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として国土交通省令で定めるものを除く。）に対し、当該特定賃貸借契約を締結するまでに、特定賃貸借契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

2 特定転貸事業者は、前項の規定による書面の

令和二年五月二十日

交付に代えて、政令で定めるところにより、当該特定賃貸借契約の相手方となろうとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該特定転貸事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（特定賃貸借契約の締結時の書面の交付）

第三十一条 特定転貸事業者は、特定賃貸借契約を締結したときは、当該特定賃貸借契約の相手方に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 特定賃貸借契約の対象となる賃貸住宅

二 特定賃貸借契約の相手方に支払う家賃その他賃貸の条件に関する事項

三 特定転貸事業者が行う賃貸住宅の維持保全の実施方法

四 契約期間に関する事項

五 転借人の資格その他の転貸の条件に関する事項

六 契約の更新又は解除に関する定めがあるときは、その内容

七 その他国土交通省令で定める事項

2 前条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（書類の閲覧）

第三十二条 特定転貸事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定転貸事業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、特定賃貸借契約に関する業務を行う営業所又は事務所に備え置き、特定賃貸借契約の相手方又は相手方となろうとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（指示）

第三十三条 国土交通大臣は、特定転貸事業者が第二十八条から前条までの規定に違反した場合又は勧誘者が第二十八条若しくは第二十九条の規定に違反した場合において特定賃貸借契約の適正化を図るため必要があると認めるときは、その旨を公表しなければならない。

ための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 国土交通大臣は、勧誘者が第二十八条又は第二十九条の規定に違反した場合において特定賃貸借契約の適正化を図るため必要があると認めるときは、その勧誘者に対し、当該違反の是正のための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（特定賃貸借契約に関する業務の停止等）

第三十四条 国土交通大臣は、特定転貸事業者が第二十八条から第三十二条までの規定に違反した場合若しくは勧誘者が第二十八条若しくは第二十九条の規定に違反した場合において特定賃貸借契約の適正化を図るため特に必要があると認めるとき、又は特定転貸事業者が前条第一項の規定による指示に従わないときは、その特定転貸事業者に対し、一年以内の期間を限り、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行ひ若しくは勧誘者に勧誘を行わせることを停止し、又はその行う特定賃貸借契約に関する業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、勧誘者が第二十八条若しくは第二十九条の規定に違反した場合において特定賃貸借契約の適正化を図るため特に必要があると認めるとき、又は勧誘者が前条第二項の規定による指示に従わないときは、その勧誘者に対し、一年以内の期間を限り、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（国土交通大臣に対する申出）

第三十五条 何人も、特定賃貸借契約の適正化を図るため必要があると認めるときは、国土交通

日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該賃貸住宅管理業を営むことができる。その者がその期間内に第四条第一項の規定による登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により賃貸住宅管理業を営むことができる場合においては、その者を賃貸住宅管理業者と、その営業所若しくは事務所を代表する者又はこれに準ずる地位にある者を第十二条第一項の規定により選任される業務管理者とみなして、第十条、第十一条、第十二条(第四項を除く)、第十三条から第十八条まで、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項(第二号を除く。)及び第三項並びに第二十五条から第二十七条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第二十三条第一項中「その登録を取り消し」とあるのは、「賃貸住宅管理業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される第二十三条第一項の規定により賃貸住宅管理業の全部の廃止を命じられた場合におけるこの法律の

規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第二十三条第一項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録の取消しの日とみなす。

第三条 第十四条及び第二十条の規定は、この法律の施行前に締結された管理受託契約については、適用しない。

2 第三十一条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に締結された特定賃貸借契約については、適用しない。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百五十一号の次に次のように加える。

百五十一の二 賃貸住宅管理業者の登録		
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第 号)第三条第一項(登録)の賃貸住宅管理業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき 九万円

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百三の二の項の次に次のように加える。

百三の三 国土交通省	
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第 号)による同法第三条第一項の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

理由

社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るため、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保するとともに、特定賃貸借契約の適正化のための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和二年六月十五日印刷

令和二年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K